

昭和三十年七月十九日 衆議院會議録第四十三号 滿洲國治安法の一部を改正する法律案外一案

五六二

いわゆる戦争裁判が行われたのは、戦争直後の報復感情の熾烈なる時期でありまして、わが国は、敗戦国民として遠慮すべき立場と、世界平和の回復を一日も早く来せんことを念願いたし、また平和のいしめとしての意欲を認めまして、忍ぶべからざるを忍び、涙をのんで戦争裁判の結論に服したのであります。従つて、わが国の立場とすれば、この裁判の結果を諍議するがごときは慎しむべきであると思はすが、今次大戦における戦争裁判は、パール判事の無罪論によつても明らかにより、世界的観点に立つて見るときは幾多の疑問を抱くものでござい

ます。近代国家における裁判は、不変の真理をもつて其正義を保持するものであります。従つて、その正義は戦争の勝敗を越えて依然として存在すべきものであります。いさしくも戦勝国のみが正義の行使を独占することは不合理であると言われざるを得ません。敗戦国もまたその正義を行使する権利があつてしかるべきものであると存じます。原爆の使用のごとき、たまたまそれが戦勝国によつてなされたといえども、世界の世論は明らかにこれを人道に對する反逆として問題とするに至つておるのであります。今や諸国民の感情は平穏を取り戻し、戦勝国の一方的な戦争裁判なるものが果して国際法理論上正当なものであるか疑問とされておるのであります。(拍手)現に、その後における朝鮮動亂の終息、仏領インドシナ動亂の結果に際して、関係国が戦争裁判を再び持ち出すことができ得ないことは、戦争裁判の合理的根拠

のいかに薄弱なものであるかを暴露しておるものであると言わなくてはなりません。(拍手)

戦争裁判は、一般に占領軍の軍司令官の定める軍事裁判条約によつて行われ、無罪より死刑まで裁判官の意のままに課せられて、実際には、死刑、終身刑、何十年という極刑または長期刑が、ただ一番のみで決定されたのであります。文明諸国の、三審制度により、事実の認定、法律の適用を公正にして、人權を不当に侵害せざる裁判の公平の原理にも反し、かつまた、戦勝国のみから裁判官が選任され、また、法律知識の専門でない軍人、しかも昨日まで戦場はてまみえたる軍人も裁判官となりまして、裁判の中立性も公平性を疑はざるを得ないものがあるものであります。

戦争裁判は、侵略、すなわち平和に對する罪とか人道に對する罪とかいたしまして極刑に処せられたのであります。が、当時国際法上準拠すべきものは何も無いのであります。これは文明国の欺に禁じている刑事法上の遡及、すなわち事後法でありまして、専横なる独裁者の報復手段に似たものであり、文明国罰罪刑法定主義による裁判の神聖と人權の尊重の精神より見て、まことに遺憾にたえないのでござい

ます。しかし、戦争裁判を占領政策の一環であると言ふならば、それはそれとして存在の理由がありまして、講和条約の締結される今日において、その締結理由はすでに解消しておると言われはなりません。いな、今や、講和条約の精神により、一切の戦争による恩讐を越えて、ともに相替えて世界の平和に寄与せんとする現時に、なお果敢に拘禁するがごときは全く意味がないのであります。しかるに、戦犯のないの状況を見まするに、独立後今日に至る滿三九年余の間に二百九十人を釈放したるにすぎないのであります。これは講和条約発効前の六カ月間に釈放された四百六十七人に比してきわめて少数であり、かくのごとく戦犯釈放が今なお進捗として進まざることは、まことに遺憾として存じておる次第であります。これに引きかえて、ドイツ戦犯の釈放状況を見ますと、米、英、フランスの管理に属してゐる戦犯は、本年五月五日現在わずかに百二十二人という状態で、わが国軍機在所者に比して非常に少数なのであります。

もとより、日本政府は、講和条約第十一條により戦犯の釈放勧告を行なつておられ、吉田首相も、欧米出張に際して、対日平和条約第一條の悲劇的義務解除を念願して関係国政府にその旨を要請し、また現内閣もあらゆる角度より戦犯釈放について断続的努力をいたしておるのであります。が、今なお釈放、仮出所はきわめて少数でありまして、米、英、これに關し、去る五月十六日、大統領命令を發行し、減刑についての手続簡素化を行ふことになつたのであります。われわれはこれに對して感謝の念を禁じ得ないのであります。が、従来の個人審査方式をもつては、いかうと技術的解決はできないのではなかつて不安を持っていますのであります。

戦犯に對する釈放が速々として進まざる結果は、若き戦犯者は、青年期を社会と絶縁され、学識や技術を身につけて世に立ち家族を扶養すべきその準備時代を完全に抹殺され、壮年期にあつた人々は今日老境に入り、中にはあつた七十をこえる受刑者もあつて、人道に上まことに許し難いものがあるのであります。また、受刑者の家族の精神的、経済的苦痛は言語に絶するものがあります。人權を尊重する民主主義の精神から言ひましても、はたまたま、その不平不満を悪用せんとする分子の暗躍等を考慮いたしますれば、戦犯の全面的釈放こそ一刻もおろそかにすべきものではございませぬ。ソ連關係のいわゆる戦犯と称せられる拘留者釈放送還につきましても、すでに本院において議決をもつて強く望ましいし、一方、政府もまた、目下ロンドンの日・ソ會議において松本全權をして強硬にソ連拘留者釈放送還を要求しておるのであります。われわれは、世界の人道に訴へて、断じて全負釈放送還の實現を深く期待してやまぬものであります。

今や、西歐においては、旧來の怨恨を忘却して、一切の行きがかりを捨てて、世界の新しい平和への道を開かんとしておる現時、十年前の戦犯問題が未解決であるがごときは、世界平和への進展をはばむものであるとさえ言わざるを得ないのであります。戦犯に對する同情は日本全國民に行き渡つておるのであります。その釈放のため數十の団体が結成され、釈放嘆願書に署名したる者は三千余万人に及んでおるのであります。

われわれは、戦滿十年の八月十五日を迎えるに當り、この事実を世界の良心に訴へるとともに、政府は、全力を尽して、この機会に提議拘禁の絶絶を期し、戦犯即時全面釈放の有効適切な措置を断行せらるべきであります。

なお、第三國人戦犯の釈放に關し、これは、関係国にすでに考慮中の趣きであるかと伺いたしておりますが、これが全面釈放のすみやかならんことを要望することをあわせて付言いたし、以上をもつて本決議案の趣旨を明瞭とした次第であります。(拍手)

○議長(益谷秀次君) 採決いたしました。本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて本案は可決いたしました。

この際外務大臣から發言を求められております。これを許します。外務大臣重光葵君。

〔國務大臣重光葵君登壇〕

○國務大臣(重光葵君) 戦争受刑者の釈放問題につきましては、政府におきまして、これまで関係諸國に對し熱心なその要請をなして来たのであります。が、関係國の態度は漸次好転して参りましたものの、今なお多くの未釈放者があることは、戦争終結後十年の今日、まことに遺憾にたえません。政府は、ただいまの御決議の趣旨を体し、いわゆる戦犯釈放具現方につき今後とも全力を尽し、その實現を期する所存でありますことをここに申し上げます。以上。(拍手)

第一 滿洲國治安法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 農業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出)

昭和三十年七月十九日 衆議院會議録第四十三号 彌添価格安定法の一部を改正する法律案外一案

第十三条の二中「死亡雇用共済を「死産病傷共済」に、「最低の共済掛金を「共済掛金の死亡」ととす」による死亡を除く。以下同じ。及び雇用による損害に対応する部分」に改める。

第四十五条の二第一項第二号中「役員又は」を削り、同項第二号及び第三号を次のように改める。

- 一 清算人の選任
- 二 解散の議決

第八十三条第二項中「死亡雇用共済、疾病傷害共済」を「死産病傷共済」に改める。

第八十四条第一項中「死亡雇用共済にあつては第三号、疾病傷害共済にあつては第四号、生産共済にあつては第五号」を「死産病傷共済にあつては第三号、生産共済にあつては第四号」に改め、同項第三号中「死亡」(「事故に因る死亡」を除く)及び「雇用」を「死亡、雇用、疾病及び傷害」に改め、同項第四号を削り、同項第五号中「雇員に因る死亡を除き」を削り、同号を同項第四号とし、同条第二項中「第五号」を「第四号」に改める。

第百十一条第一項中「死亡雇用共済」を「死産病傷共済」に改める。

第百十一条の二中「左の各号の一に該当する場合その他正当な理由がある場合を」その申込が死産病傷共済に付していない胎産の胎児についての生産共済の申込である場合(その申込と同時に当該母畜について死産病傷共済の申込がある場合を除く)及び省令で定める正当な理由がある場合」に改め、各号を削る。

第百二十二条第二項中「死亡雇用共済及び疾病傷害共済」を「死産病傷共済」に改める。

第百二十三条第一項中「死亡雇用共済」を「死産病傷共済」に改め、同条第二項中「死亡雇用共済関係」を「死産病傷共済関係」に改める。

第百二十四条第一項第一号中「死亡雇用共済」を「死産病傷共済」に改め、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とする。

第百二十五条を次のように改める。

第百二十五条 死産病傷共済の共済掛金は、共済目的の種類ごとに、左の各号の率を合計した率とする。

一 死亡及び雇用による損害並びに疾病及び傷害による損害のうち、次の診療技術料等以外のものに該当する共済掛金標準率甲を下らない範囲内において定款で定める率

二 疾病及び傷害による損害のうち診療に要する費用で省令で定めるもの(以下診療技術料等という)に対応する共済掛金標準率乙を下らず、主務大臣の定める率をこえない範囲内において定款で定める率

生産共済の共済掛金は、共済目的の種類ごとに、共済事故による損害に対応する共済掛金標準率を下らない範囲内において定款で定める率とする。

第一項第一号の共済掛金標準率甲、同項第二号の共済掛金標準率乙及び前項の共済掛金標準率は、共済目的の種類ごとに、省令で定める一定年間に於ける地域別の被害率を基礎として、主務大臣が当該地域別に定める。

前項の標準率は、四年ごとに一般に改訂する。

死産病傷共済に付した家畜で、その共済金額が主務大臣の定める金額をこざるもの及び主務大臣の定める区域内に住所を有する組合員が所有し、又は管理するものに係る共済掛金率については、第一項の規定にかかわらず、省令で定めるところにより、同項第一号の共済掛金標準率甲又は同項第二号の共済掛金標準率乙を下る率を、それぞれ同項第一号の率又は同項第二号の率として定めることができる。

同項第一号の率又は同項第二号の率として定めることができる。

第百二十六条第一項中「家畜共済」を「死産病傷共済」に改め、同項第一号中「死亡雇用共済にあつては、共済事故」を「死亡又は雇用により支払うものにあつては、当該共済事故」に改め、同項第二号中「疾病傷害共済」を「疾病又は傷害により支払うものにあつては、当該共済事故」に、「農業共済組合が、命令の定めるところにより、定款で定める支払割合を乗じて得た額」を「相当する金額」に改め、同項第三号を削り、同条に次の一項を加える。

生産共済に係る共済金は、胎児にあつては共済金額の全額、出生した牛及び馬にあつては第一項第一号の規定の例により算定した金額とする。

第百二十七条中「疾病傷害共済に係る共済事故」と「死産病傷共済に付した家畜につき疾病又は故」に改める。

第百二十九条中「雇員」として「」をこつたとき」に「(次条第一項第二号)を支払うもの」に「第五号第一項第一号の」を「第二十五号第一」ように改める。

一 家畜共済の共済にあつては、生産共済にあつては、組合員が支払うべき共済金に相当する金額

死亡又は雇用による損害及び疾病又は傷害による損害のうち、診療に要する費用で省令で定めるもの(以下診療技術料等という)に対応する共済掛金標準率甲を下らない範囲内において定款で定める率

疾病及び傷害による損害のうち診療に要する費用で省令で定めるもの(以下診療技術料等という)に対応する共済掛金標準率乙を下らず、主務大臣の定める率をこえない範囲内において定款で定める率

生産共済の共済掛金は、共済目的の種類ごとに、共済事故による損害に対応する共済掛金標準率を下らない範囲内において定款で定める率とする。

第一項第一号の共済掛金標準率甲、同項第二号の共済掛金標準率乙及び前項の共済掛金標準率は、共済目的の種類ごとに、省令で定める一定年間に於ける地域別の被害率を基礎として、主務大臣が当該地域別に定める。

前項の標準率は、四年ごとに一般に改訂する。

死産病傷共済に付した家畜で、その共済金額が主務大臣の定める金額をこざるもの及び主務大臣の定める区域内に住所を有する組合員が所有し、又は管理するものに係る共済掛金率については、第一項の規定にかかわらず、省令で定めるところにより、同項第一号の共済掛金標準率甲又は同項第二号の共済掛金標準率乙を下る率を、それぞれ同項第一号の率又は同項第二号の率として定めることができる。

第百二十六条第一項中「家畜共済」を「死産病傷共済」に改め、同項第一号中「死亡雇用共済にあつては、共済事故」を「死亡又は雇用により支払うものにあつては、当該共済事故」に改め、同項第二号中「疾病傷害共済」を「疾病又は傷害により支払うものにあつては、当該共済事故」に、「農業共済組合が、命令の定めるところにより、定款で定める支払割合を乗じて得た額」を「相当する金額」に改め、同項第三号を削り、同条に次の一項を加える。

生産共済に係る共済金は、胎児にあつては共済金額の全額、出生した牛及び馬にあつては第一項第一号の規定の例により算定した金額とする。

第百二十七条中「疾病傷害共済に係る共済事故」と「死産病傷共済に付した家畜につき疾病又は故」に改める。

第百二十九条中「雇員」として「」をこつたとき」に「(次条第一項第二号)を支払うもの」に「第五号第一項第一号の」を「第二十五号第一」ように改める。

一 家畜共済の共済にあつては、生産共済にあつては、組合員が支払うべき共済金に相当する金額

死亡又は雇用による損害及び疾病又は傷害による損害のうち、診療に要する費用で省令で定めるもの(以下診療技術料等という)に対応する共済掛金標準率甲を下らない範囲内において定款で定める率

疾病及び傷害による損害のうち診療に要する費用で省令で定めるもの(以下診療技術料等という)に対応する共済掛金標準率乙を下らず、主務大臣の定める率をこえない範囲内において定款で定める率

生産共済の共済掛金は、共済目的の種類ごとに、共済事故による損害に対応する共済掛金標準率を下らない範囲内において定款で定める率とする。

同項第一号の率又は同項第二号の率として定めることができる。

第百二十六条第一項中「家畜共済」を「死産病傷共済」に改め、同項第一号中「死亡雇用共済にあつては、共済事故」を「死亡又は雇用により支払うものにあつては、当該共済事故」に改め、同項第二号中「疾病傷害共済」を「疾病又は傷害により支払うものにあつては、当該共済事故」に、「農業共済組合が、命令の定めるところにより、定款で定める支払割合を乗じて得た額」を「相当する金額」に改め、同項第三号を削り、同条に次の一項を加える。

生産共済に係る共済金は、胎児にあつては共済金額の全額、出生した牛及び馬にあつては第一項第一号の規定の例により算定した金額とする。

第百二十七条中「疾病傷害共済に係る共済事故」と「死産病傷共済に付した家畜につき疾病又は故」に改める。

第百二十九条中「雇員」として「」をこつたとき」に「(次条第一項第二号)を支払うもの」に「第五号第一項第一号の」を「第二十五号第一」ように改める。

一 家畜共済の共済にあつては、生産共済にあつては、組合員が支払うべき共済金に相当する金額

死亡又は雇用による損害及び疾病又は傷害による損害のうち、診療に要する費用で省令で定めるもの(以下診療技術料等という)に対応する共済掛金標準率甲を下らない範囲内において定款で定める率

疾病及び傷害による損害のうち診療に要する費用で省令で定めるもの(以下診療技術料等という)に対応する共済掛金標準率乙を下らず、主務大臣の定める率をこえない範囲内において定款で定める率

生産共済の共済掛金は、共済目的の種類ごとに、共済事故による損害に対応する共済掛金標準率を下らない範囲内において定款で定める率とする。

第一項第一号の共済掛金標準率甲、同項第二号の共済掛金標準率乙及び前項の共済掛金標準率は、共済目的の種類ごとに、省令で定める一定年間に於ける地域別の被害率を基礎として、主務大臣が当該地域別に定める。

前項の標準率は、四年ごとに一般に改訂する。

死産病傷共済に付した家畜で、その共済金額が主務大臣の定める金額をこざるもの及び主務大臣の定める区域内に住所を有する組合員が所有し、又は管理するものに係る共済掛金率については、第一項の規定にかかわらず、省令で定めるところにより、同項第一号の共済掛金標準率甲又は同項第二号の共済掛金標準率乙を下る率を、それぞれ同項第一号の率又は同項第二号の率として定めることができる。

第百二十六条第一項中「家畜共済」を「死産病傷共済」に改め、同項第一号中「死亡雇用共済にあつては、共済事故」を「死亡又は雇用により支払うものにあつては、当該共済事故」に改め、同項第二号中「疾病傷害共済」を「疾病又は傷害により支払うものにあつては、当該共済事故」に、「農業共済組合が、命令の定めるところにより、定款で定める支払割合を乗じて得た額」を「相当する金額」に改め、同項第三号を削り、同条に次の一項を加える。

生産共済に係る共済金は、胎児にあつては共済金額の全額、出生した牛及び馬にあつては第一項第一号の規定の例により算定した金額とする。

第百二十七条中「疾病傷害共済に係る共済事故」と「死産病傷共済に付した家畜につき疾病又は故」に改める。

第百二十九条中「雇員」として「」をこつたとき」に「(次条第一項第二号)を支払うもの」に「第五号第一項第一号の」を「第二十五号第一」ように改める。

一 家畜共済の共済にあつては、生産共済にあつては、組合員が支払うべき共済金に相当する金額

死亡又は雇用による損害及び疾病又は傷害による損害のうち、診療に要する費用で省令で定めるもの(以下診療技術料等という)に対応する共済掛金標準率甲を下らない範囲内において定款で定める率

疾病及び傷害による損害のうち診療に要する費用で省令で定めるもの(以下診療技術料等という)に対応する共済掛金標準率乙を下らず、主務大臣の定める率をこえない範囲内において定款で定める率

生産共済の共済掛金は、共済目的の種類ごとに、共済事故による損害に対応する共済掛金標準率を下らない範囲内において定款で定める率とする。

は再保険料は、改正後の農業災害補償法の規定により払い込むべき共済掛金、保険料又は再保険料とそれぞれ相殺することができ、

6 農業災害補償法第百三十三条第一項各号の一に該当するに至る時から起算して二年以上前から死亡原因共済関係が継続している家畜(死亡原因共済関係に引き継ぎ農業災害補償法に基く家畜共済の臨時特例に関する法律(昭和二十八年法律第二百四十四号)に基く死産病傷共済関係が継続している家畜を含む)は、同項の規定にかかわらず、死産病傷共済に付することができ、

7 農業災害補償法に基く家畜共済の臨時特例に関する法律の失効の際現在存する同法に基く死産病傷共済の共済関係、保険関係及び再保険関係については、同法の失効の時の同する共済掛金期間の満了の時までは、なお従前の例によることができ、

8 国庫は、当分の間、予算の範囲内で、政令で定めるところにより、第百一十一條第一項の議決があつた農業共済組合に対し、その行う牛及び馬の死産病傷共済の共済掛金の基礎となつた被害者のうち死亡及び廃用による損害に対応する部分の率が、従前の一定年間に於ける牛及び馬の死亡原因共済の平均被害率に比して低下したときは、その低下した割合に応じて算出される金額の補助金を交付することができる、

10 農業共済再保険特別会計法(昭和十九年法律第十一号)の一部を次のように改正する。
第二十二條中「農業災害補償法に基く家畜共済の臨時特例に関する法律(昭和二十八年法律第二百四十四号)第七條を「農業災害補償法の一部を改正する法律(昭和三十年法律第 号)附則第八項」に改める。
〔報告書は会議録追録に掲載〕
〔編正與君登壇〕
C 編正與君 たい、ま議題と相なりました、内閣提出、彌糸価格安定法の一部を改正する法律案、及び、内閣提出、農業災害補償法の一部を改正する法律案につきまして、農林水産委員会における審議の概要を御報告申し上げます、
まず、彌糸価格安定法の一部を改正する法律案について申し上げます、御承知のごとく、わが國特産の重要輸出品である生糸は、これと競争関係にある人絹、化学繊維等と異なり、従来と全く価格の暴落異常なため、需要者たる絹織物業者並びに輸出業者に投機的な感を抱かして、輸出の振興を阻害し、蚕糸業の経営を不安に陥れておりました、これが対策として、昭和三十六年十一月、政府は現行彌糸価格安定法を制定いたし、生糸を申し込みに応じて最低価格で買入れ、最前価格で売り渡すこととしたし、もつて生糸価格の異常な変動を防止することとしたのであります、しか

しながら、その後の推移を見ますに、政府は、一俵の手持生糸も持たないために、一昨年生糸価格暴落に際して、これを抑制する適切な処置を取つてなかつたのであります、なお、また、彌糸の異常な低落を防止する措置についても明確な欠く等不十分の点がございまして、現行法のこれらの不備を補強し、もつて輸出の振興と蚕糸業経営の安定をはかるため、ここに本法案を提出されたのであります、
次に、改正案の要旨を申し上げますと、第一は、政府は、最前価格によつて売り渡す生糸として輸出適格生糸を保有する必要がある場合は、最低価格を越える価格で買入れることができ、第二は、政府手持生糸の数量が生糸の価格の異常な騰貴を防止するために必要な数量を越えるような場合においては、その超過数量については、最前価格でなくとも、時価によつて売り渡すことができることとしたのであります、
第三は、彌糸維持のための補充措置を定めたこととありまして、彌糸の価格が、生糸の最低価格に見合ふ価格、すなわち最低彌糸以下に下るようなおそれのある場合におきましては、農林大臣の指定する農業協同組合が、あらかじめ農林大臣の承認を受けて、彌糸の一回り調節による最低彌糸維持のために自主的に保管をしたときは、保管に要する経費について、別途彌糸安定特別会計法の改正に基き補助金を交付することができるとしたのであります、
第四は、万が一その保管した彌糸を一定期間中に最低彌糸以上の価格で売り渡すことができない場合には、さらに政府がその保管彌糸を買入れること

ができることとしたしまして、彌糸維持の万全を期したのであります、
第四は、政府が買上げた彌糸につきまして、その性質上長期の保管にたえがたくなり、またそれを一時に売り渡すことにより彌糸の時に悪影響を及ぼすことを避けるため、生糸に加工または生糸と交換する規定を設けたこととあります、
第五は、政府が、生糸の買入契約、彌糸の買入契約、補助金の交付契約をする場合に、その金額の総計は彌糸安定特別会計における取納済み歳入額と借入金金の限度の総計の範囲内としたこととあります、
第六は、以上を行ふ資金として、本法に並行して、彌糸安定特別会計法の改正により、現在の三十四億圓に加え、証券発行及び一時借入金により三十億圓を増額し、その目的の完遂を期しております、
本案は五月二十三日付託となり、六月十日農林政務次官より提案理由の説明を聞き、次いで七月七日買入保管の設備能力等に関し、各委員から終始真摯かつ活発な御発言があり、特に日本輸出生糸保管株式会社の監督をいかに行うかとの質問に対し、河野農林大臣より慎重に監督する旨の答弁がございしましたがその内容は後掲書状をもつて次のごとく明示せられました、

- 一、定款の中に左の事項を規定せしめる、
1、会社は、彌糸価格安定法第九條の二に規定する買入、保管及び売渡及びこれに附する業務以外を行わないこと、
2、役員は、役員選任、利益金の処分及び定款の変更については、農林大臣の承認を得ること、
3、指定に際して左の条件を附す、
1、定款に違反したときは、指定を取り消す、
2、会社が売主から徴収する手数料及び売戻の際に買入価格に加算する金利保管料等の額については、農林大臣の承認を受けること、
3、法第九條の二によつて、農林大臣は左の条件を定める、
1、会社の買入には、すべて買戻条件を附すること、
2、輸出に供するため買戻の請求があつたときは、これに応ずべきこと、
3、糸価が最前価格に達した場合、会社は、売主に売戻すか又は輸出向に売り渡すべきこと、但し、会社が売り戻す場合の価格は、時価又は3による売戻又は売渡のなかた生糸で、一定期間経過したものは、第九條の二の規定により政府に売渡すべきこと、
4、日本輸出生糸保管会社に対する農林大臣の監督事項は以上のごとくであり、後ほど申し上げます附帯決議の内容と一連の関係に立つて、この会社の運営に万全を期することと相なつたのであります、
本案は、同月十六日買戻を終了いたし、討論を省略して直ちに採決に入りましたところ、全会一致をもつてこれを可決すべきものと決した次第であります、

昭和三十年七月十九日 衆議院會議録第四十三号 彌糸価格安定法の一部を改正する法律案外一案

昭和三十年七月十九日 衆議院會議録第四十三号 運輸省設置法の一部を改正する法律案外二案

次いで、社会党足鹿委員より附帯決議を付したいとの提案がありました。採決の結果、これまた全会一致をもって可決いたしました。

次に、附帯決議を朗読いたします。

一、政府は、輸出適格生糸の特別買入及び買戻により第九条の二の農林大臣の指定する者に剰余金を生じた場合においては、その剰余金を養蚕農民に還元せしむるため必要な措置を講ずること。

二、政府は、農業協同組合連合会の行う乾籾共同保管の数量については、農業団体の意見をきいて、必要にして且つ十分なる数量を保管せしめるとともに、最低価格による六ヶ月以上の融資貸付措置を講ずること。

三、政府は、前項の共同保管した乾籾であつて、一定期間経過後なお販売できないものを生じた場合は、その全量を買上げることにし、これに必要な資金措置を講ずること。

鹵素備付安定法の一部を改正する法律案の御報告は以上をもつて終了す。

次に、農業災害補償法の一部を改正する法律案について申し上げます。現行の農業災害補償制度が、農作物、家畜、蚕繭及び任意の各分野において当面している問題は、多岐にわたる。数年よりその根本的改正が論ぜられております。各位の御承知のごとくであります。これのために、政府においては、農業災害補償制度改正協議会を設けて改正の準備に当たつておられますが、遺憾ながら、いまだ最終的な結論に達して

おらないのであります。従つて、今回内閣より提出せられた本改正案は、目下当面してあります二つの課題について、当面して解決をはかろうとせられておるのであります。すなわち、第一点は、町村合併の促進に伴ひまして組合の合併が推進せられておることに関連いたしまして、農業共済組合の総代会が総会にかつて議決するべき事項の範囲を拡張しようとするのであります。第二点は、家畜共済に關し、死亡費用共済と疾病傷害共済とを一元化したしまして、いわゆる死傷病傷共済という新しい制度を設けようとするのであります。

この死傷病傷共済は、二十八年に制定せられた農災法に基く家畜共済の臨時特例法に基いて、一部の組合において実験せられて参つたのであります。この実験が三年の限り法であり、また、実験の結果、おおむね本制度の全面的実施に若しつかない見通しを持つに至りましたので、従来、家畜共済は、死亡費用共済、疾病傷害共済、生産共済の三種でありましたのを改め、臨時特例法に基いて実験いたしましたのにさらに一部内容の改善を加えた死傷病傷共済と従来通りの生産共済との二種とするよう改正をいたそうとするのであります。

なお、死傷病傷共済については、今後、組合員に対し、疾病及び傷害の事故にかかわる共済金は、その損害に相当する金額を一律に給付いたします。疾病及び傷害の共済金については、疾病中すべてを給付するものと、診療技術料以外の診療費を給付するものとの選択は、保険関係の成立の際に農業共済組

合が農業共済組合連合会と協議して行わされることとしたのであります。そのほか、疾病及び傷害の共済事故にかかわる組合員に対する給付の改善をはかつたことでもあります。

なお、また、この死傷病傷共済の全面実施に当りましては、臨時特例法による指定組合の組合員に対する共済掛金の一部補助については、その交付の必要がなくなり、これを廃止いたします。そのかわりに、当分の間、農業共済組合に対し死亡及び費用事故の低下に依り算出される一定の補助金を交付することとしたのであります。

本法案は、六月六日付託せられ、同十四日農林政務次官から提案理由の説明を聴取の上、委員会の審議にゆだねられたのであります。本改正案の内容につきましては、農業共済制度小委員会に於きまして、かねてから検討いたしてあり、各委員とも本改正案につきましては異議がございせんので、去る十六日、質疑を打ち切り、討論を省略して採決いたしましたところ、全会一致をもって政府原案の通り可決いたしました。

以上、御報告を終ります。

○議長(金谷秀次君) 両案を一括して採決いたします。両案は委員長報告の通り可決するに御異議ありませんか。

○議長(金谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて両案とも委員長報告の通り可決いたしました。

第三 運輸省設置法の一部を改正する法律案(高山朝吉君外二名提出)

第四 海上運送法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(金谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられま

○議長(金谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられま

○議長(金谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられま

○議長(金谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられま

○議長(金谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられま

第四條第一項中第十四号の十二から第十四号の十五までを削り、同条同項中第十四号の十の次に次の四号を加へる。

四十四の十一 国際観光事業を助成すること。

四十四の十二 通訳案内業の試験を行うこと。

四十四の十三 外客宿泊施設の整備を図るため、ホテル及び旅館を登録すること。

四十四の十四 旅行あつ、旋業を登録すること。

七 観光局の所掌事務に關する物資の附給の調査及びあつ旋並びに配分に關すること。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

別表第二中「大臣官房」観光部「海運局」海運調査部「海運局」海運調査部を「海運局」海運調査部」に改める。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

海上運送法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三条によりここに送付する。

昭和三十年七月四日

参議院議長 河井 彌八

衆議院議長 益谷秀次殿

海上運送法の一部を改正する法律案

海上運送法の一部を改正する法律案

海上運送法(昭和二十四年法律第百八十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五章 雜則(第四十二條―第四十五條)」を「第五章 雜則(第四十二條―第四十五條の三)」に改める。第二條第二項中「船舶により」の下に「有償で」を加える。第二條第四項を次のように改める。

4 この法律において「旅客定期航路事業」とは、旅客船(十人以上の旅客定員を有する船舶)による以下同じ)により人の運送をする定期航路事業をいい、「貨物定期航路事業」とは、その他の定期航路事業をいふ。

第三條の見出しを「(旅客定期航路事業の免許)」に改め、同條第一項中「航路及び左に掲げる事業の種類」に改め、同項に次の二号を加える。
一 一般旅客定期航路事業(特定旅客定期航路事業以外の旅客定期航路事業)
二 特定旅客定期航路事業(特定の者の運送を以て、特定の範囲の人の運送をする旅客定期航路事業)

第三條第三項を削る。
第四條を次のように改める。
第四條(免許基準)
第四條 運輸大臣は、旅客定期航路事業の免許をしようとするときは、左の基準に適合するかどうかを審査して、これをしなければならぬ。

一 当該事業の開始によつて当該航路に係る全供給輸送力が全額送達に對し著しく供給過剩にならないこと。
二 当該事業に使用する船舶、及び留施設その他の輸送施設が当該航路における輸送需要の性質及び当該航路の自然的性質に適合したものであること。
三 当該事業が利用者の便利に適合する運航計画を有すること。
四 当該事業を営む者の責任の範囲が明確であるような経営形態であること。

五 申請者が当該事業を適確に遂行するに足りる能力を有するものであること。
六 当該事業の開始が公益上支障のないものであること。

第六條を削り、第五條を第六條とし、同條中「前條」を「前二條」に改め、第四條の次に次の二條を加える。
第五條 運輸大臣は、旅客定期航路事業の免許を受けようとする者が左の各号の一に該当する場合、その免許をしてはならない。
一 一年以上の懲役又は禁じの刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過していない者であるとき。
二 旅客定期航路事業の免許又は客不定期航路事業の許可の取消を経過していない者であるとき。

三 法人である場合において、その法人の役員(いかなる名称によるかを問はず)これと同等級以上の職務又は支配力を有する者を含むが、前二號の一に該当する者。
第十五條第三項を削り、第二項を第四項とし、同項中「前項」を「第一項」に改め、第一項の次に次の二項を加える。
2 前項の事業の休止の許可は、一年をこえる期間についてすることができない。

3 前項の規定は、災害による港灣施設の損壞その他やむを得ない事由に基き休止については、適用しない。
第十六條第一項各号を次のように改める。
一 この法律若しくはこれに基き処分又は免許、許可若しくは認可に附した条件に違反したとき。
二 船舶安全法(昭和八年法律第十一号)又は船舶職員法(昭和二十六年法律第四十九号)の規定に違反したとき。
三 正当な理由がないのに許可又は認可を受けた事項を実施しないうとき。
四 第五條各号の一に該当することとなつたとき。
第十六條第三項を削る。
第十八條第二項及び第三項中「会社」を「法人」に改め、同條第七項を削る。
第十九條の見出しを「事業改善に關する命令」に改め、同條第一項第二号の次に次の二號を加える。
三 船舶その他の輸送施設を改善すること。
第十九條第二項を削る。
第十九條の五を第十九條の七とし、第十九條の四を第十九條の六とし、同條中「届け出なければならぬ」の下に「賃率表を変更しようとするときも同様である」を加え、第十九條の三を第十九條の五とし、同條第一項中「届け出なければならぬ」の下に「届出をした事項を変更しようとするときも同様である」を加え、第十九條の二の次に次の二條を加える。
(特定旅客定期航路事業の特則)
第十九條の三 第四條第三号から第五号までの規定は、特定旅客定期航路事業の免許については、適用しない。
2 第八條から第十條まで、第十二條から第十五條まで及び前二條の規定は、特定旅客定期航路事業については、適用しない。
3 特定旅客定期航路事業を営む者は、その事業を休止し、又は廃止したときは、省令の定める手続により、その日から三十日以内に、運輸大臣にその旨を届け出なければならぬ。
(対外旅客定期航路事業)
第十九條の四 第三條から前条までの規定は、本邦、本州、北海道、四国、九州及び省令の定めるその附属の島をいふ。以下同じ)の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間に航路を定めて行ふ旅客定期航路事業(以下「対外旅客定期航路事業」といふ)については、適用しない。
2 対外旅客定期航路事業を営むようとする者は、省令の定める手続により、航路ごとに、その事業の開始の日より十日前までに、運輸大臣にその旨を届け出なければならぬ。
3 対外旅客定期航路事業を営む者は、旅客及び手荷物物の運送及び料金その他の運送条件並びに運送に關する事業者の責任に關する事項を定め、これを実施する前に、公示し、且つ、省令の定める手続に

加え、第十九條の二の次に次の二條を加える。
(特定旅客定期航路事業の特則)
第十九條の三 第四條第三号から第五号までの規定は、特定旅客定期航路事業の免許については、適用しない。
2 第八條から第十條まで、第十二條から第十五條まで及び前二條の規定は、特定旅客定期航路事業については、適用しない。
3 特定旅客定期航路事業を営む者は、その事業を休止し、又は廃止したときは、省令の定める手続により、その日から三十日以内に、運輸大臣にその旨を届け出なければならぬ。
(対外旅客定期航路事業)
第十九條の四 第三條から前条までの規定は、本邦、本州、北海道、四国、九州及び省令の定めるその附属の島をいふ。以下同じ)の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間に航路を定めて行ふ旅客定期航路事業(以下「対外旅客定期航路事業」といふ)については、適用しない。
2 対外旅客定期航路事業を営むようとする者は、省令の定める手続により、航路ごとに、その事業の開始の日より十日前までに、運輸大臣にその旨を届け出なければならぬ。
3 対外旅客定期航路事業を営む者は、旅客及び手荷物物の運送及び料金その他の運送条件並びに運送に關する事業者の責任に關する事項を定め、これを実施する前に、公示し、且つ、省令の定める手続に

加え、第十九條の二の次に次の二條を加える。
(特定旅客定期航路事業の特則)
第十九條の三 第四條第三号から第五号までの規定は、特定旅客定期航路事業の免許については、適用しない。
2 第八條から第十條まで、第十二條から第十五條まで及び前二條の規定は、特定旅客定期航路事業については、適用しない。
3 特定旅客定期航路事業を営む者は、その事業を休止し、又は廃止したときは、省令の定める手続により、その日から三十日以内に、運輸大臣にその旨を届け出なければならぬ。
(対外旅客定期航路事業)
第十九條の四 第三條から前条までの規定は、本邦、本州、北海道、四国、九州及び省令の定めるその附属の島をいふ。以下同じ)の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間に航路を定めて行ふ旅客定期航路事業(以下「対外旅客定期航路事業」といふ)については、適用しない。
2 対外旅客定期航路事業を営むようとする者は、省令の定める手続により、航路ごとに、その事業の開始の日より十日前までに、運輸大臣にその旨を届け出なければならぬ。
3 対外旅客定期航路事業を営む者は、旅客及び手荷物物の運送及び料金その他の運送条件並びに運送に關する事業者の責任に關する事項を定め、これを実施する前に、公示し、且つ、省令の定める手続に

加え、第十九條の二の次に次の二條を加える。
(特定旅客定期航路事業の特則)
第十九條の三 第四條第三号から第五号までの規定は、特定旅客定期航路事業の免許については、適用しない。
2 第八條から第十條まで、第十二條から第十五條まで及び前二條の規定は、特定旅客定期航路事業については、適用しない。
3 特定旅客定期航路事業を営む者は、その事業を休止し、又は廃止したときは、省令の定める手続により、その日から三十日以内に、運輸大臣にその旨を届け出なければならぬ。
(対外旅客定期航路事業)
第十九條の四 第三條から前条までの規定は、本邦、本州、北海道、四国、九州及び省令の定めるその附属の島をいふ。以下同じ)の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間に航路を定めて行ふ旅客定期航路事業(以下「対外旅客定期航路事業」といふ)については、適用しない。
2 対外旅客定期航路事業を営むようとする者は、省令の定める手続により、航路ごとに、その事業の開始の日より十日前までに、運輸大臣にその旨を届け出なければならぬ。
3 対外旅客定期航路事業を営む者は、旅客及び手荷物物の運送及び料金その他の運送条件並びに運送に關する事業者の責任に關する事項を定め、これを実施する前に、公示し、且つ、省令の定める手続に

加え、第十九條の二の次に次の二條を加える。
(特定旅客定期航路事業の特則)
第十九條の三 第四條第三号から第五号までの規定は、特定旅客定期航路事業の免許については、適用しない。
2 第八條から第十條まで、第十二條から第十五條まで及び前二條の規定は、特定旅客定期航路事業については、適用しない。
3 特定旅客定期航路事業を営む者は、その事業を休止し、又は廃止したときは、省令の定める手続により、その日から三十日以内に、運輸大臣にその旨を届け出なければならぬ。
(対外旅客定期航路事業)
第十九條の四 第三條から前条までの規定は、本邦、本州、北海道、四国、九州及び省令の定めるその附属の島をいふ。以下同じ)の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間に航路を定めて行ふ旅客定期航路事業(以下「対外旅客定期航路事業」といふ)については、適用しない。
2 対外旅客定期航路事業を営むようとする者は、省令の定める手続により、航路ごとに、その事業の開始の日より十日前までに、運輸大臣にその旨を届け出なければならぬ。
3 対外旅客定期航路事業を営む者は、旅客及び手荷物物の運送及び料金その他の運送条件並びに運送に關する事業者の責任に關する事項を定め、これを実施する前に、公示し、且つ、省令の定める手続に

加え、第十九條の二の次に次の二條を加える。
(特定旅客定期航路事業の特則)
第十九條の三 第四條第三号から第五号までの規定は、特定旅客定期航路事業の免許については、適用しない。
2 第八條から第十條まで、第十二條から第十五條まで及び前二條の規定は、特定旅客定期航路事業については、適用しない。
3 特定旅客定期航路事業を営む者は、その事業を休止し、又は廃止したときは、省令の定める手続により、その日から三十日以内に、運輸大臣にその旨を届け出なければならぬ。
(対外旅客定期航路事業)
第十九條の四 第三條から前条までの規定は、本邦、本州、北海道、四国、九州及び省令の定めるその附属の島をいふ。以下同じ)の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間に航路を定めて行ふ旅客定期航路事業(以下「対外旅客定期航路事業」といふ)については、適用しない。
2 対外旅客定期航路事業を営むようとする者は、省令の定める手続により、航路ごとに、その事業の開始の日より十日前までに、運輸大臣にその旨を届け出なければならぬ。
3 対外旅客定期航路事業を営む者は、旅客及び手荷物物の運送及び料金その他の運送条件並びに運送に關する事業者の責任に關する事項を定め、これを実施する前に、公示し、且つ、省令の定める手続に

昭和三十年七月十九日 衆議院會議録第四十三号 運輸省設置法の一部を改正する法律案(外二案)

五六八

より、運輸大臣に届け出なければならぬ。これらの事項を変更しよとするときも同様である。

4 対外旅客定期航路事業を営む者が、その事業を廃止したときは、省令の定める手続により、航路ごとに、廃止の日から三十日以内に、運輸大臣、その旨を届け出なければならぬ。

第二十条を次のように改める。

第二十条 不定期航路事業(次条第一項に規定する旅客不定期航路事業を除く)を営む者は、省令の定める手続により、その事業の開始の日から三十日以内に、運輸大臣にその旨を届け出なければならぬ。

2 前項の不定期航路事業を営む者が、その事業を廃止したときは、省令の定める手続により、その事業の廃止の日から三十日以内に、運輸大臣にその旨を届け出なければならぬ。

第二十条の二及び第二十三条から第二十五条までを削り、第二十一条を第二十四条とし、同条第一項中「定期航路事業を営む者(以下「定期航路事業者」という)を「船舶運航事業者」に改め、同条第二項中「定期航路事業者」を「船舶運航事業者」に改め、第二十二條を第二十五条とし、同条第一項中「定期航路事業」の下に「又は旅客不定期航路事業」を加え、同条第二項中「定期航路事業者」を「定期航路事業者又は旅客不定期航路事業者を営む者」に改め、第二十条の次に次の七条を加える。

(旅客不定期航路事業の許可)

第二十一条 一定の航路に旅客船を就航せしめる人の運送をする不定期航路事業(本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間における人の運送をする不定期航路事業及び特定の者の運送をする不定期航路事業を除く。以下「旅客不定期航路事業」という)を営もうとする者は、航路ごとに、運輸大臣の許可を受けなければならない。

2 第三十条第二項、第四條(第三号に係るものを除く)、第五條及び第六條の規定は、前項の許可について準用する。

第二十二條 旅客不定期航路事業を営む者(以下「旅客不定期航路事業者」という)が、その事業を廃止したときは、省令の定める手続により、その事業の廃止の日から三十日以内に、運輸大臣にその旨を届け出なければならない。

(許可の取消)

第二十三条 運輸大臣は、旅客不定期航路事業者が正当な理由がないのに一年以上旅客の運送をしなかつたときは、当該事業の許可を取り消すことができる。

2 第十六條第二項の規定は、前項の取消について準用する。

(承継)

第二十三条の二 旅客不定期航路事業者について相続又は合併があつたときは、相続人(相続人が二人以上ある場合において、その協議により当該事業を承継すべき相続人)を定めるときは、その者又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、旅客不定期航路事業者の地位を承継する。

2 前項の規定により旅客不定期航路事業者の地位を承継した者は、省令の定める手続により、承継があつた日から三十日以内に、運輸大臣にその旨を届け出なければならない。

3 旅客不定期航路事業者について相続があつた場合において、第一項の相続人が被相続人の死亡後六十日以内に第二十一條第一項の規定による旅客不定期航路事業の許可の申請をしなければ、その期間経過後は、その者の承継に係る旅客不定期航路事業の許可は、その効力を失う。その者が許可の申請をした場合において、許可をする旨又は許可をしない旨の通知を受け、た日以後についても同様である。

(解散の届出)

第二十三条の三 旅客不定期航路事業者たる法人が合併以外の事由により解散したときは、その清算人(解散が破産によるときは、破産管財人)は、省令の定める手続により、その日から三十日以内に、運輸大臣にその旨を届け出なければならない。

(準用規定)

第二十三条の四 第八條から第十一條まで、第十三條第二項、第十六條及び第十九條の二の規定は、旅客不定期航路事業について準用する。

(免許等の条件)

第二十三条の五 この章に規定する免許、許可又は認可には、条件を附加し、及びこれを変更することができ。

2 前項の条件は、公共の利益を確保し、又は免許、許可若しくは認可に係る事項の确实な実施を図るため必要な最少限度のものに限られ、且つ、船舶運航事業を営む者(以下「船舶運航事業者」という)に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

第二十六條第一項中「船舶運航事業を営む者(以下「船舶運航事業者」という)を「船舶運航事業者」に改め、後段を削る。

第三十條第三号中「第十九條の四」を「第十九條の六」に、「第十九條の五」を「第十九條の七」に改める。

第三十條の三中「定期航路事業者」と通讀して「不定期航路事業者」を「以下「定期航路事業者」といふ」と通讀して、「第十九條の四」を「第十九條の六」に、「第十九條の五」を「第十九條の七」に改める。

第三十三條中「第二十一條、第二十三條を」に改める。

第四十二條の見出しを「(国又は日本固有の鉄道に関する規定)」に改め、同条第一項中、「日本固有の鉄道又は船舶管理委員会」を「又は日本固有の鉄道」に改める。

第四十三條ただし書を次のように改める。

但し、旅客定期航路事業又は旅客不定期航路事業であつて、第二号に掲げる舟のみをもつて営むもの以外のものについては、この限りでない。

第四十四條中「及び第四十五條の二」を削る。

第四十四條の二の見出しを「船舶の運受の許可」に改め、同条第一項中「又は借受を削る。

第四十四條の三第三項を削る。

第四十五條の二第二項を次のように改める。

この法律に規定する運輸大臣の職権で政令で定めるものは、海運局長が行う。

第四十五條の二の次に次の一条を加える。

(廢問)

第四十五條の三 海運局長は、その権限に属する左に掲げる事項について、必要があると認めるときは、利害関係人又は参考人の出頭を求めて聴聞することができる。

一 旅客定期航路事業の免許又は事業の停止若しくは免許の取消

二 旅客不定期航路事業の許可又は事業の停止若しくは許可の取消

2 海運局長は、その権限に属する前項各号に掲げる事項について利害関係人の申請があつたときは、利害関係人又は参考人の出頭を求めて聴聞しなければならない。

3 前二項の聴聞に際しては、利害関係人に対し、意見を述べ、及び証拠を提出する機会が与えられなければならない。

第四十七條を次のように改める。

第四十七條 左の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三條第一項の規定による免許を受けずに旅客定期航路事業を営んだ者

二 第二十一条第一項の規定による許可を受けないで旅客不定期航路事業を営んだ者

第四十八条第一号中「第九条第一項、第四十一条を」第九條第一項、第四十一条(第二十三條の四においてこれらの規定を準用する場合を含む。)に改める。

第四十八條第二号の次に次の一号を加える。

二の二 第二十三條の四において準用する第十條又は第十三條第二項の規定に違反した者

第四十八條第四号中「第二十二條第一項を」第二十五條第一項に、同条第五号中「第二十一條第二十五條及び第三十三條において準用する場合を含む。」を「第二十四條第三十三條において準用する場合を含む。」に改める。

第四十九條第一号及び第二号を次のように改める。

一 第十九條の第三項、第十九條の四第二項若しくは第四項、第十九條の五、第二十條(第三十三條において準用する場合を含む。)、第二十二條、第二十三條の二第二項又は第二十三條の三の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十九條の四第三項又は第十九條の六(第十九條の七において準用する場合を含む。)、の規定による公示若しくは届出をせず、又は虚偽の届出をした者

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して九十日をこえない期間内において政令で定める日から施行する。

(他の法律の改正)

2 運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項第十五号の二の次に次の一号を加える。

十五の二の二 旅客不定期航路事業を許可し、及び旅客不定期航路事業の業務に關し認可すること。

第六條第一項第三号中「旅客定期航路事業(対外定期航路事業を除く。）」を「旅客定期航路事業(対外旅客定期航路事業を除く。及び旅客不定期航路事業)」に改める。

第二十三條第一項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 旅客不定期航路事業の許可又は認可に關すること。

第二十三條第一項第三号中「定期航路事業」の下に「及び旅客不定期航路事業」を加え、同項第五号中「借受」を削る。

第四十條第一項第一号の次に次の一号を加える。

一の二 旅客不定期航路事業の許可又は認可に關すること。

第四十條第一項第二号中「定期航路事業」の下に「及び旅客不定期航路事業」を加え、同項第三号中「借受」を削る。

3 港灣運送事業法(昭和二十六年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第二條第二項第三号中「海上運送法(昭和二十四年法律第八十七号)」に規定する旅客定期航路事業による貨物の運送を「一定の航路に旅客船(十三人以上の旅客定員を有する船舶をいう)を就航させて人の運送をする事業を営む者が当該航路に就航する当該旅客船により行つた貨物の運送」に改める。

4 木船運送法(昭和二十七年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第二條第三項第二号中「旅客定期航路事業」の下に「及び旅客不定期航路事業」を加える。

第二十八條中「第二十三條、第二十四條を」第二十二條に改める。

(経過規定)

5 この法律の施行前にした改正前の海上運送法の規定による旅客定期航路事業の免許及びその申請は、省令の定めるところにより、改正後の同法の規定により一般旅客定期航路事業又は特定旅客定期航路事業についてしたものとみなす。

6 この法律の施行の際現にこの法律の規定により旅客不定期航路事業となる事業を営んでいる者は、この法律の施行の日から六十日間は、改正後の海上運送法第二十一条第一項の規定にかかわらず、当該事業を引き続き営むことができ、その者が、その期間内に当該航路について旅客不定期航路事業の許可を申請した場合において、その申請について許可をする旨又は許可をしない旨の通知を受けるまでの期間についても同様である。

7 改正後の海上運送法第二十二條から第二十三條の四までの規定

は、前項の者が同項の規定により引き続き当該事業を営む場合は、適用しない。

8 この法律の施行の際現にこの法律の規定により対外旅客定期航路事業となる事業を営んでいる者は、この法律の施行の日から六十日以内に、旅客及び手荷物の運賃及び料金その他の運送条件並びに運送に關する事業者の責任に關する事項について、これを公示し、かつ、省令の定める手続により、運輸大臣に届け出なければならぬ。

9 前項の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処す。

(正誤表) 第四條第一項第三号中「定期航路事業」の下に「及び旅客不定期航路事業」を加える。

第四條を次のように改める。

第四條 運輸大臣は、旅客定期航路事業の免許をしようとするときは、左の基準に適合するかどうかを審査して、これをしなければならぬ。

一 当該事業の開始によつて当該航路に係る全供給輸送力が全輸送需要に対し著しく供給過剩にならないこと。

二 当該事業に使用する船舶、くい留施設その他の輸送施設が当該航路における輸送需要の性質及び当該航路の自然的性質に適應したものであること。

三 当該事業が利用者の利便に適合する運輸計画を有すること。

四 当該事業を営む者の責任の範囲が明確であるような経営形態であること。

五 申請者が当該事業を適確に遂行するに足る能力を有するものであること。

六 当該事業の開始が公益上支障を及ぼすおそれがあること。

第七十九條の見出しを「事業改善に關する命令」に改め、同条第一項第二号の次に次の一号を加える。

三 船舶その他の輸送施設を改善すること。

第二十五條の二及び第二十三條から第二十五條までを削り、第二十一條を第二十四條とし、同条第一項中「定期航路事業を営む者(以下「定期航路事業者」という。）」を「船舶運航事業者に改め、同条第二項中「定期航路事業者」を「船舶運航事業者」に改め、同条第二十五條と改め、第二十二條を第二十五條とし、同条第一項中「定期航路事業者の下に」又は「旅客不定期航路事業を加え、同条第二項中「定期航路事業者」を「定期航路事業者又は旅客不定期航路事業者」に改め、第二十條の次に次の七條を加える。

(旅客不定期航路事業の許可)

第二十一條 一定の航路に旅客船を就航させて人の運送をする不定期航路事業(本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間における人の運送をする不定期航路事業及び特定の者の運

送する運航計画を有すること。

五六九

昭和三十年七月十九日 衆議院會議録第四十三号 運輸省設置法の一部を改正する法律案外二案

が、大きな方針に関する問題なので、方針決定の上は、その線に沿うて研究したいという意味の答弁がありまし

次いで、採決の結果、本法案は起立議員をもって原案の通り可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手) ○議長(金谷秀次郎) これより採決に入ります。

まず、日程第三につき採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕 ○議長(金谷秀次郎) 起立多数。よって本案は委員長報告の通り可決いたしました。

次に、日程第四及び職傷病者等の日本国有鉄道無賃乗車等に関する法律案の同案を一括して採決いたします。同案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕 ○議長(金谷秀次郎) 御異議なしと認めます。よって同案をも委員長報告の通り可決いたしました。

第五、未帰還者留守家族等援護法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第六、日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第七、刑取締法の一部を改正する法律案(内閣提出)

法律案(川崎君外四十名提出)

○議長(金谷秀次郎) 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、日

昭和三十年七月十九日 衆議院会議録第四十三号 未帰還者留守家族等援護法の一部を改正する法律案外三案

程第五及び第六とともに、内閣提出失業保険法の一部を改正する法律案、及び、早川崇君外四十名提出、覚せい、刑取締法の一部を改正する法律案を追加し、四案を一括議題となし、この際委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(金谷秀次郎) 長谷川君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕 ○議長(金谷秀次郎) 御異議なしと認めます。よって日程は追加せられしに

日程第五、未帰還者留守家族等援護法の一部を改正する法律案、日程第六、日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案、失業保険法の一部を改正する法律案、覚せい、刑取締法の一部を改正する法律案、右四案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。社会労働委員長中村三之丞君。

未帰還者留守家族等援護法の一部を改正する法律案

未帰還者留守家族等援護法の一部を改正する法律案

未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第八条中「二千三百円(昭和二十八年十二月三十一日までは二千五百円)を「二千三百五十五円」に改める。

附則第四十一項中「二年間」を「四年間」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の改正規定は、昭和三十年十月一日から施行する。

昭和三十年七月十九日 衆議院会議録第四十三号 未帰還者留守家族等援護法の一部を改正する法律案外三案

未帰還者留守家族等援護法の一部を改正する法律案に対する修正案

未帰還者留守家族等援護法の一部を改正する法律案に対する修正案

未帰還者留守家族等援護法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第八条の改正規定中「二千三百五十五円」を「二千九百三十七円」に改める。

第八条の改正規定の次に次のように加える。

附則第四十項中「留守家族手当三の下に」及び附則第四十三項の規定による「手当」を加える。

附則第四十二項の次に次の三項を加える。

附則第四十二項の次に次の三項を加える。

留守家族手当又は特別手当の額に相当する額の手当(支給)

未帰還者につき留守家族手当又は特別手当が支給されている場合において、未帰還者留守家族等援護法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第 号)の施行後、当該未帰還者が帰還し、又は当該未帰還者の死亡の事実が判明するに至つたときは、当該未帰還者が帰還せず、又は当該未帰還者の死亡の事実が判明するに至らなかつたときは、留守家族手当又は特別手当の支給を受けるべき者(当該未帰還者が帰還し、又は当該未帰還者の死亡の事実が判明するに至つた日の属する月以後において、第七条に規定する条件に該当するに至つた者)以下単に「新該当者」という)を除く。に対し、その者が支給を受けるべき留守家族手当又は特別手当の額(新該当者に係る分を除く)に相当する額の手当を、当該未帰還者の帰還した日の属する月の翌月以後三箇月間又は当該未帰還者の死亡の事実が判明するに至つた日の属する月の翌月以後六箇月間、毎月、支給する。

(恩給法及び職傷病者遺族等援護法との調整)

前項の規定による手当の支給に係る未帰還者であつた者(以下単に「未帰還者」という)は、(以下)に、恩給法の規定による普通恩給若しくは扶助料(地方公共団体において支給するこれらに相当する給付を含む)又は遺族援護法の規定による遺族年金を受ける権利につき裁定があつた場合において、当該規定においては、その者に、当該規定のあつた日の属する月の翌月以降、当該普通恩給、扶助料又は遺族年金の支給の限度において、同項の規定による手当を支給しない。

未帰還者であつた者に、恩給法の規定による普通恩給若しくは扶助料又は遺族援護法の規定による遺族年金の支給が行われる場合において、その者の帰還した日(その者が帰還後退職したときは、その退職の日)の属する月の翌月分以降又はその者の死亡の事実が判明した日の属する月の翌月分以降、当該普通恩給、扶助料又は遺族年金を受ける権利につき裁定があつた日の属する月(当該規定が附則第四十三項の規定による手当

の支給を受けるべき月の翌月以後あつた場合は、当該手当の支給を終えるべき月)までの分として、附則第四十三項の規定による手当が支給されたときは、その支給された額は、政令で定めるところにより、当該普通恩給、扶助料又は遺族年金の内払とみなす。

附則を附則第一項とし、同項の次に次の一項を加える。

昭和三十年十月分から昭和三十一年六月分までの留守家族手当の額を算出する場合においては、第八条の改正規定にかかわらず、同条中「二千九百三十七円」とあるのは、「二千五百八十三円」と読み替へるものとする。

〔報告書は会議録掲載〕

日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案

日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案

日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「業務外の事由による疾病又は負傷」を「業務外の事由による疾病、負傷若しくは死亡又は分べんに、被扶養者の疾病又は負傷を「被扶養者の疾病、負傷、死亡又は分べん」に改める。

第三条第二項を次のように改める。

2. の法律で「被扶養者」とは、次に掲げる者をいう。

一 被保険者又は被保険者であつた者の直系尊属(配偶者(届出をしないが、事実上婚姻関係と

五七

昭和三十年七月十九日 衆議院會議録第四十三号 未開遺者留守家族等保護法の一部を改正する法律案外三案

同様の事情にある者を含む。以下同じ)及び子であつて、主としてこれらの者により生計を維持するもの。

二 被保険者又は被保険者であつた者の三親等内の親族であつて、これらの者と同一の世帯に属し、主としてこれらの者により生計を維持するもの。

第九条を次のように改める。
(保険給付の種類)

- 一 療養の給付
- 二 埋葬料の支給
- 三 分べん費の支給
- 四 家族療養費の支給
- 五 家族埋葬料の支給
- 六 配偶者分べん費の支給

第十條第一項中「被保険者」の下に「(被保険者であつた者を含み。この章において以下同じ)」を加へ、同項第三号中(歯科診療)における補つを除くを削り、同条に次の二項を加ふる。

3 被保険者が療養の給付を受けるには、当該疾病又は負傷につきはじめてこれを受ける日の属する月の前二箇月間に、通算して二十八日分以上の保険料が、その被保険者について、納付されていなければならない。

4 保険者は、被保険者が前項の受給要件をそなへることを被保険者手帳によつて証明して申請したときは、受給資格証明書を交付するものとする。

第十四条中「六箇月」を「一年」に改める。

第十五条第二項中「第九條第二項」を「第十條第四項」に改める。
第十六条の次に次の二条を加ふる。

(埋葬料)
第十六条の二 被保険者が死亡したときは、被保険者であつて埋葬を行つた者に対し、埋葬料として四千元を支給する。

2 被保険者が死亡した場合において、前項の規定によつて埋葬料の支給を受けるべき者がなく、ときは、埋葬を行つた者に対し、埋葬料として同項の金額の範囲内においてその埋葬に要した費用に相当する金額を支給する。

3 前二項の埋葬料の支給を受けるには、死亡の日の属する月の前二箇月間に、通算して二十八日分以上の保険料が、当該被保険者について、納付されていなければならない。

4 前項の規定は、被保険者が死亡の際療養の給付を受けていた場合には、適用しない。

(分べん費)
第十六条の三 被保険者が分べんしたときは、分べん費として二千元を支給する。

2 被保険者が分べん費の支給を受けるには、分べんの日の属する月の前四箇月間に、通算して二十八日分以上の保険料が、その被保険者について、納付されていなければならない。

第十七条第五項中「第十條第二項」を「第十條第二項から第四項まで」に、「前条」を「第十六條」に、「前条第一項」を「第十六條第一項」に改め、同条の次に次の三条を加ふる。

(家族埋葬料)
第十七条の二 被扶養者が死亡したときは、被保険者に対し、家族埋葬料として二千元を支給する。

3 被保険者が家族埋葬料の支給を受けるには、死亡の日の属する月の前二箇月間に、通算して二十八日分以上の保険料が、その被保険者について、納付されていなければならない。

(配偶者分べん費)
第十七条の三 被扶養者である配偶者が分べんしたときは、被保険者に対し、配偶者分べん費として二千元を支給する。

2 被保険者が配偶者分べん費の支給を受けるには、分べんの日の属する月の前二箇月間に、通算して二十八日分以上の保険料が、その被保険者について、納付されていなければならない。

(支給方法)
第十七条の四 療養費、埋葬料若しくは分べん費又は家族療養費、家族埋葬料若しくは配偶者分べん費の支給を受けようとする者は、厚生省令の定めるところにより、受給要件をそなへることを証明できる被保険者手帳又は受給資格証明書を添へて、申請しなければならない。

第十八条を次のように改める。
(他の社会保険による給付等との調整)

第十八条 療養の給付又は埋葬料若しくは分べん費の支給は、同一の疾病、負傷、死亡又は分べんにつ

き、健康保険法、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)又は国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)の法律において準用し、又は例による場合を含む。以下同じ)若しくは市町村職員共済組合法(昭和二十九年法律第二百四号)の規定によつてこれらに相当する給付を受けることができる場合は、行わない。

2 療養の給付又は埋葬料若しくは分べん費の支給は、同一の疾病、負傷、死亡又は分べんにつき、健康保険法、船員保険法又は国家公務員共済組合法若しくは市町村職員共済組合法の規定によつて、この法律の規定による家族療養費、家族埋葬料又は配偶者分べん費の支給に相当する給付があつたときは、その限度において、行わない。

3 家族療養費、家族埋葬料又は配偶者分べん費の支給は、同一の疾病、負傷、死亡又は分べんにつき、健康保険法、船員保険法又は国家公務員共済組合法若しくは市町村職員共済組合法の規定によつて、これらに相当する給付又はこの法律の規定による療養の給付若しくは埋葬料若しくは分べん費の支給に相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

4 療養の給付又は埋葬料若しくは分べん費の支給は、同一の疾病、負傷、死亡又は分べんにつき、国民健康保険法(昭和十三年法律第六十号)の規定によつて、これらに相当する給付があつたときは、その限度において、行わない。

五七二

5 療養の給付又は家族療養費の支給は、同一の疾病又は負傷につき、他の法律の規定によつて、固又は地方公共団体の負担で療養又は療養費の支給があつたときは、その限度において、行わない。

第二十一条第一項中「左の各号の一に該当する場合には」の下に「疾病、負傷又は分べんに關し」を加ふる。

(損害賠償請求)
第二十五条 保険者は、給付事由が第三者の行為によつて生じた場合において、保険給付を行つたときは、その給付の額の限度で、保険給付を受けた者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

2 前項の場合において、保険給付を受けるべき者が、当該第三者から同一の事由によつて損害賠償を受けたときは、保険者は、その額の限度で、保険給付を行つた者を免れる。

(不正利得の徴収)
第二十五条の二 詐欺その他不正の行為によつて保険給付を受けた者があつたときは、保険者は、その者からその保険給付に要した費用の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の場合において、事業主が不正に被保険者手帳に健康保険印紙をちよつと付し、若しくはこれに消印し、又は保険医が保険者に提出されるべき診断書に虚偽の記載

するものとする。

をしたため、その保険給付が行われたものであるときは、保険者は、その事業主又は保険医に対して、保険給付を受けた者に連帯して同項の徴収金を納付すべきことを命ずることができる。

第三十七条の見出しを「国税徴収法の適用」に改め、同条中「徴収金に關する書類の送達については」を「徴収金に關しては」に、「第四条ノ九」を「第四条ノ二から第四条ノ五まで、第四条ノ九」に改める。

附則
(施行期日)
1 この法律は、昭和三十年七月一日から施行する。

(経過規定)
2 被保険者若しくは被保険者であつた者又は被扶養者の疾病又は負傷及びこれによつて発した疾病であつて、療養の給付又は家族療養費の支給の開始の日から起算してこの法律の施行の前日に六個月を経過したものに關する保険給付の支給については、第十四条の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

(健康保険法の一部改正)
8 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。
第五十九条ノ三を削り、第五十九条ノ四を第五十九条ノ三とし、第五十九条ノ五を第五十九条ノ四とし、同条の次に次の一条を加える。
第五十九条ノ五 家族療養費、家族療養料又は配偶者分擔費ノ支給ハ同一ノ疾病ノ負傷ノ死亡又ハ

八分税ニ關シ日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七号)ノ規定ニ依リ療養ノ給付又ハ埋葬料若ハ分擔費ノ支給アリタルトキハ其ノ限度ニ於テ之ヲ為サズ

(船員保険法の一部改正)
4 船員保険法の一部を次のように改正する。
目次中「第二節 療養ノ給付及傷病手当金」(第二十八条ノ第三十一条ノ三)を「第二節 療養ノ給付及傷病手当金」(第二十八条ノ第三十一条ノ二)に改める。
第三十一条ノ三を削る。
第五十六条ノ四の次に次の一条を加える。
第五十六条ノ五 家族療養費、配偶者分擔費又ハ家族療養料ノ支給ハ同一ノ疾病ノ負傷、分擔又ハ死亡ニ關シ日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七号)ノ規定ニ依リ療養ノ給付又ハ分擔費若ハ埋葬料ノ支給アリタルトキハ其ノ限度ニ於テ之ヲ為サズ

二百七号)ノ規定により療養の給付又は分べん費若しくは埋葬料の支給があつたときは、その限度において、支給しない。

(市町村職員共済組合法の一部改正)
6 市町村職員共済組合法の一部を次のように改正する。
目次中「第二節 保給付」(第三十条ノ第四十條)を「第二節 保給付」(第三十条ノ第四十條の二)に改める。
第三十六条を次のように改める。
第三十六条 削除
第四七条の次に次の一条を加える。
(日雇労働者健康保険法による給付との調整)
第四十條の二 家族療養費、配偶者分べん費又は家族療養料は、同一ノ疾病ノ負傷、分べん又は死亡に關シ、日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七号)ノ規定により療養の給付又は分べん費若しくは埋葬料の支給があつたときは、その限度において、支給しない。

5 国家公務員共済組合法の一部を次のように改正する。
第三十四條の二を削る。
第三十八條の次に次の一条を加える。
(日雇労働者健康保険法による給付との調整)
第三十八條の二 家族療養費、配偶者分べん費又は家族療養料は、同一ノ疾病ノ負傷、分べん又は死亡に關シ、日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七号)ノ規定により療養の給付又は分べん費若しくは埋葬料の支給があつたときは、その限度において、支給しない。

日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案に対する修正案
日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案の一部を修正
日雇労働者健康保険法の一部を修正する法律案の一部を修正

日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案の一部を修正する法律案外三案

日分以上又は当該月の前六箇月間に通算して七十八日分)に改める。
附則第一項中「昭和三十年七月一日」を「公布の日」に改める。
[報告書は會議録に掲載]
失業保険法の一部を改正する法律案
失業保険法の一部を改正する法律案
失業保険法(昭和二十五年法律第百四十六号)の一部を次のように改正する。
失業保険法目次及び題名を次のように改める。

目次
第一章 総則(第一至第五條)
第二章 被保険者(第六至第十條)
第三章 保険給付(第十一至第十七條)
第四章 費用の負担(第十八至第二十二條)
第五章 日雇労働被保険者に關する特例(第二十三至第二十八條)
第六章 諮問機關(第二十九條)
第七章 審査の請求、訴訟及び訴訟(第三十至第三十八條)
第八章 雑則(第三十九至第五十二條)
第九章 罰則(第五十三至第五十五條)

第六條第一項第一号中「及」を削り、同項第一号中「一」を「二」に改める。

昭和三十年七月十九日 衆議院會議録第四十三号 未開議者留守家族等保護法の一部を改正する法律案外三案

昭和三十年七月十九日 衆議院會議第四十三号 未編遺者遺子家族等保護法の一部を改正する法律案外三案

五七四

ていた者は、被保険者の資格の取得又は喪失について、いつても、第十三条の二第二項の規定による確認を請求することができる。
第十四条を次のように改める。
(被保険者期間)
第十四条 被保険者期間は、月を以て計算し、各月において貸金の支払の推定となつた日数が一月以上であるときは、その月は、一月として計算し、その日数が十二日未満であるときは、その月は、被保険者期間に算入しない。

第十三条の二の規定による被保険者の資格の取得の確認があつた場合において、確認に係る被保険者の資格の取得の日が、確認があつた日の二年前の日より前であるときは、確認があつた日の二年前の日より前の期間は、その者の被保険者期間に算入しない。
第十五条第一項を次のように改める。
被保険者が、失業した場合において、離職の日以前一年間(離職の日以前一年間に疾病又は負傷のため引き続き百八十日以上貸金の支払を受けることができなかった被保険者については、その一年間において貸金の支払を受けることができなかった日数を一年に加算した期間)に、被保険者期間が通算して六月以上であつたときは、保険給付として、失業保険金を支給する。
第十八条第二項中「その離職の日」を「その離職の日の翌日」に改める。
第二十条の次に次の一条を加える。

第二十条の二 離職の日まで引き続き五年以上同一事業主に被保険者として雇用された者には、前条第一項の規定にかかわらず、第十八条に規定する一年の期間(以下この条において「受給期間」という)内において、通算して百八十日分を超えて失業保険金を支給することができる。但し、離職の日まで引き続き十年以上同一事業主に被保険者として雇用された者については二百七十日分、離職の日まで引き続き五年以上十年未満同一事業主に被保険者として雇用された者については二百十日分を超えては支給しない。
離職の日まで引き続き同一事業主に被保険者として雇用された期間が一年未満であつて、離職の日以前一年間に被保険者期間が通算して九箇月以下である者には、前条第一項の規定にかかわらず、受給期間内において、通算して九十日分を超えては失業保険金を支給しない。
受給資格者が、受給期間内に再び就職し、あらたに第十五条第一項の規定により受給資格を得て離職した場合において、前の受給資格に基き所定給付日数(第二十条第一項及び前二項の規定により受給期間内に受給資格者に失業保険金を支給することができる日数をいう。以下この項において同じ)からその資格に基き既に失業保険金の支給を受けた日数を差し引いた日数(その日数が、再離職の日の翌日から前の受給資格に係る受給期間が満了するまでの日数を超えるときは、再離職の日の翌日

から前の受給資格に係る受給期間が満了するまでの日数)があらたな受給資格に基き所定給付日数を超えるときは、その超える日数をあらたな受給資格に基き所定給付日数に加えた日数を、その者に失業保険金を支給することができる日数とする。
第十三条の二の規定により被保険者の資格の取得の確認があつた場合において、確認に係る被保険者の資格の取得の日が、確認があつた日の二年前の日より前であるときは、確認があつた日の二年前の日より前の期間に算入しない。
第二十三条を次のように改める。
第二十三条 詐欺その他不正の行為によつて失業保険金の支給を受け、又は受けようとした者は、その失業保険金の支給を受け、又は受けようとした日以後失業保険金を支給しない。但し、やむを得ない事由があると認められる場合には、その者に失業保険金の全部又は一部を支給することができる。
前項の者が同項の日以後あらたに第十五条第一項に該当するに至つた場合には、前項の規定にかかわらず、あらたな受給資格に基き失業保険金を支給する。
第二十三条の次に次の一条を加える。
第二十三条の二 詐欺その他不正の行為によつて失業保険金の支給を受けた者がある場合には、政府は、その支給を受けた者に対して、支給した失業保険金の全部又は一部の返還をすべきことを命ずることができる。また、その失業保険金の支給が、その者を雇用し、又は雇用していた事業主の虚偽の届出、報告又は証明によるものであるときは、その事業主に對して、支給を受けた者と連帯して失業保険金の全部又は一部の返還をすべきことを命ずることができる。
第三十五条の規定は、前項の規定により返還を命ぜられた金額の納付を怠つた場合に準用する。
第二十七条第三項を次のように改める。
第二十七条 第三項を次のように改める。
第二十三条及び第二十三条の二の規定は、第一項の規定による移転に要する費用の支給について準用する。
第三章の次に次の一章を加える。
第三章の二 福祉施設
第二十七条の二 政府は、失業の予防、就職の促進その他被保険者及び被保険者であつた者の福祉の増進を図るため必要な施設を行うことができる。
前項の施設は、被保険者及び被保険者であつた者の利用に支障がなく、かつ、その利益を得さない場合に限り、これらの者以外の者に利用させることができる。
第三十四条第一項を次のように改める。
第三十四条 第一項を次のように改める。
事業主は、二月の保険料を、その月において被保険者に支払つた貸金の総額、納付すべき保険料額その他必要な事項を記載した申告書に添えて、翌月末日までに、政府に納付しなければならない。
第三十四条の二第二項を次のように改める。

第十三条の二の規定による被保険者の資格の取得の確認があつた場合において、確認に係る被保険者の資格の取得の日が、確認があつた日の二年前の日より前の期間に於いては、保険料額を決定しない。
第三十四条の三第一項中「納付されるべき保険料」の下に「若しくは未納の保険料」を加え、「順次」を削る。
第三十四条の四第一項を次のように改める。
事業主が納付した保険料額がその納付すべき保険料額に満たない場合若しくは納付すべき期限を経過した日から起算して十四日以内に保険料を納付しない場合は、第三十四条の二第二項の規定により政府が保険料額を決定した場合、政府は、命令の定めるところにより、追徴金を徴収する。但し、災害その他事業主の責に歸することによつてできない事由があるときは、この限りでない。
第三十四条の四の次に次の一条を加える。
(繰上徴収)
第三十四条の五 事業主が左の各号の一に該当するときは、政府は、納期前において、保険料を徴収することができる。
一 国税、地方税その他の公課の滞納により滞納処分を受けるとき。
二 強制執行を受けるとき。
三 破産の宣告を受けたとき。

第三十三条の二 詐欺その他不正の行為によつて失業保険金の支給を受けた者がある場合には、政府は、その支給を受けた者に対して、支給した失業保険金の全部又は一部の返還をすべきことを命ずることができる。また、その失業保険金の支給が、その者を雇用し、又は雇用していた事業主の虚偽の届出、報告又は証明によるものであるときは、その事業主に對して、支給を受けた者と連帯して失業保険金の全部又は一部の返還をすべきことを命ずることができる。
第三十五条の規定は、前項の規定により返還を命ぜられた金額の納付を怠つた場合に準用する。
第二十七条第三項を次のように改める。
第二十七条 第三項を次のように改める。
第二十三条及び第二十三条の二の規定は、第一項の規定による移転に要する費用の支給について準用する。
第三章の次に次の一章を加える。
第三章の二 福祉施設
第二十七条の二 政府は、失業の予防、就職の促進その他被保険者及び被保険者であつた者の福祉の増進を図るため必要な施設を行うことができる。
前項の施設は、被保険者及び被保険者であつた者の利用に支障がなく、かつ、その利益を得さない場合に限り、これらの者以外の者に利用させることができる。
第三十四条第一項を次のように改める。
第三十四条 第一項を次のように改める。
事業主は、二月の保険料を、その月において被保険者に支払つた貸金の総額、納付すべき保険料額その他必要な事項を記載した申告書に添えて、翌月末日までに、政府に納付しなければならない。
第三十四条の二第二項を次のように改める。

第十三条の二の規定による被保険者の資格の取得の確認があつた場合において、確認に係る被保険者の資格の取得の日が、確認があつた日の二年前の日より前の期間に於いては、保険料額を決定しない。
第三十四条の三第一項中「納付されるべき保険料」の下に「若しくは未納の保険料」を加え、「順次」を削る。
第三十四条の四第一項を次のように改める。
事業主が納付した保険料額がその納付すべき保険料額に満たない場合若しくは納付すべき期限を経過した日から起算して十四日以内に保険料を納付しない場合は、第三十四条の二第二項の規定により政府が保険料額を決定した場合、政府は、命令の定めるところにより、追徴金を徴収する。但し、災害その他事業主の責に歸することによつてできない事由があるときは、この限りでない。
第三十四条の四の次に次の一条を加える。
(繰上徴収)
第三十四条の五 事業主が左の各号の一に該当するときは、政府は、納期前において、保険料を徴収することができる。
一 国税、地方税その他の公課の滞納により滞納処分を受けるとき。
二 強制執行を受けるとき。
三 破産の宣告を受けたとき。

第十三条の二の規定による被保険者の資格の取得の確認があつた場合において、確認に係る被保険者の資格の取得の日が、確認があつた日の二年前の日より前の期間に於いては、保険料額を決定しない。
第三十四条の三第一項中「納付されるべき保険料」の下に「若しくは未納の保険料」を加え、「順次」を削る。
第三十四条の四第一項を次のように改める。
事業主が納付した保険料額がその納付すべき保険料額に満たない場合若しくは納付すべき期限を経過した日から起算して十四日以内に保険料を納付しない場合は、第三十四条の二第二項の規定により政府が保険料額を決定した場合、政府は、命令の定めるところにより、追徴金を徴収する。但し、災害その他事業主の責に歸することによつてできない事由があるときは、この限りでない。
第三十四条の四の次に次の一条を加える。
(繰上徴収)
第三十四条の五 事業主が左の各号の一に該当するときは、政府は、納期前において、保険料を徴収することができる。
一 国税、地方税その他の公課の滞納により滞納処分を受けるとき。
二 強制執行を受けるとき。
三 破産の宣告を受けたとき。

第十三条の二の規定による被保険者の資格の取得の確認があつた場合において、確認に係る被保険者の資格の取得の日が、確認があつた日の二年前の日より前の期間に於いては、保険料額を決定しない。
第三十四条の三第一項中「納付されるべき保険料」の下に「若しくは未納の保険料」を加え、「順次」を削る。
第三十四条の四第一項を次のように改める。
事業主が納付した保険料額がその納付すべき保険料額に満たない場合若しくは納付すべき期限を経過した日から起算して十四日以内に保険料を納付しない場合は、第三十四条の二第二項の規定により政府が保険料額を決定した場合、政府は、命令の定めるところにより、追徴金を徴収する。但し、災害その他事業主の責に歸することによつてできない事由があるときは、この限りでない。
第三十四条の四の次に次の一条を加える。
(繰上徴収)
第三十四条の五 事業主が左の各号の一に該当するときは、政府は、納期前において、保険料を徴収することができる。
一 国税、地方税その他の公課の滞納により滞納処分を受けるとき。
二 強制執行を受けるとき。
三 破産の宣告を受けたとき。

四 既充の開始があつたとき。
 五 事業主が法人である場合において、その法人が解散したとき。
 六 被保険者が使用される事業所を廃止したとき。

第三十六條第一項ただし書及び同条第三項中「百円」を「千円」に改め、同条第四項中「四」を「十円」に改め、同条第五項第五号の次に次の一号を加える。

六 納期を繰り上げて徴収するとき。
 第三十七條中「市町村その他これに準ずるもの徴収金」を「国税及び地方税」に改める。

第三十八條の五第一項中「第六條第二項、第九條を」第九條に、「第十三條から第二十條まで」を第十三條から第二十條の二までに、「第二十三條第一項を」第二十三條、第二十三條の二第二項に、「第三十四條から第三十四條の四まで」を第三十四條から第三十四條の五までに改める。

第三十八條の十第三項中「第二十三條第二項」を「第二十三條第一項但書」に改める。
 第四十條第一項中「失業保険金の支給に関する処分」を「被保険者の資格の得喪の確認若しくは失業保険金の支給に関する処分又は第二十三條の第二項の規定による処分」に改める。

第四十一條第二項中「失業保険金の支給に関する処分」を「被保険者の資格の得喪の確認若しくは失業保険金の支給に関する処分若しくは第二十三條の二第二項の規定による処分」に改め、同項中「被保険者の資格」を「被保険者の資格若しくは第二十三條の二第二項の規定による処分」に改める。

主を「これらの者を雇用し、若しくは雇用していた事業主」に改める。
 第四十七條第一項を次のように改める。

被保険者その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利、失業保険金の支給を受け、又はその返還を受ける権利及び第二十七條の規定による移転に要する費用の支給を受け、又はその返還を受ける権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

第四十九條第一項中「被保険者を雇用する事業主」を「被保険者を雇用し、又は雇用していた事業主」に改める。
 第五十三條第一号中「第六條第二項」を「第十三條の三」に改め、同号を同条第二号とし、同条第二号を同条第一号とする。

附則
 1 この法律は、昭和三十年九月一日から施行する。
 2 この法律の施行前改正前の失業保険法(以下「旧法」といふ)第六條第一項の事業主又は第八條第一項の認可を受けた事業主は、この法律の施行の際に雇用している者であつて被保険者であるものについて、その被保険者の資格の取得に関する事項を、この法律の施行の日から二十日以内に、行政庁に届け出なければならぬ。

3 この法律の施行前旧法第六條第一項の事業主であつて同条第二項の届出をしなかつたものが、この法律の施行の際に雇用している者であつて被保険者であるものについて、前項の届出をしなかつた場合には、その者がこの法律の施行前にその事業主に雇用されていた期間は、失業保険金の支給及び保険料の徴収について、被保険者でなかつたものとみなす。ただし、その事業主が前項の期間内に同項の届出をしなかつた場合において、その期間経過後二十日以内に、その事業主に雇用されていた者が被保険者の資格の取得に関する事項について届出をしたときは、この限りでない。
 4 この法律の施行前旧法第六條第一項の事業主であつて同条第二項の届出をしなかつたものについてこの法律の施行前に雇用されていた者であつて被保険者であつたもの(この法律の施行の際にその事業主に雇用されている者を除く)が、被保険者の資格の得喪に関する事項を、この法律の施行の日から二十日以内に行政庁に届け出ない場合は、その者がその事業主に雇用されていた期間は、失業保険金の支給及び保険料の徴収については、被保険者でなかつたものとみなす。
 5 この法律の施行前に離職した者であつてその離職の日以前一年間に通算して六箇月以上被保険者であつたものの当該受給資格に係る失業保険金の給付日数については、なお従前の例による。
 6 この法律の施行の際に被保険者であつてその被保険者期間がこの法律の施行の日以前一年間に通算して六箇月以上であるものがこの法律の施行後離職した場合において、離職の日まで引き続き同一事業主に被保険者として雇用された期間が一年未満であつて、離職の日以前一年間に通算して被保険者期間が六箇月以上九箇月以下であるときは、その者に支給する失業保険金の給付日数については、なお従前の例による。

算して六箇月以上であるものがこの法律の施行後離職した場合において、離職の日まで引き続き同一事業主に被保険者として雇用された期間が一年未満であつて、離職の日以前一年間に通算して被保険者期間が六箇月以上九箇月以下であるときは、その者に支給する失業保険金の給付日数については、なお従前の例による。

7 この法律の施行前の詐欺その他不正の行為による支給に係る失業保険金の返還については、改正後の失業保険法(以下「新法」といふ)第二十三條の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。
 8 この法律の施行前の詐欺その他不正の行為による支給に係る旧法第二十七條第一項の移転に要する費用の返還については、新法第二十七條第三項において準用する新法第二十三條の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。
 9 この法律の施行前(経過措置)の徴収に関する経過措置(保険料の徴収)については、新法第三十四條の二第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

10 この法律の施行前旧法第二十四條第二項の規定による納付すべき期限の到来した保険料又は旧法第三十四條の二第二項の規定により決定された保険料に係る追徴金については、なお従前の例による。

11 新法第三十六條の規定は、この法律の施行後に徴収する延滞金について適用する。ただし、この法律の施行前の期間に対応する部分については、なお従前の例による。(時効に関する経過措置)

12 この法律の施行前旧法第三十四條第一項の規定による納付すべき期限の到来した保険料に係る追徴金若しくは延滞金を徴収し、又はその還付を受ける権利及びこの法律の施行前に支給した失業保険金若しくは旧法第二十七條の規定による移転に要する費用の返還を受ける権利については、新法第四十七條の規定は、適用しない。
 13 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
 14 労働者設置法(昭和二十四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。
 第十三條第一項の表目的の欄中「失業保険金の支給の下に」を「失業保険金を加える。」に改める。
 [報告書は会費追徴金に掲げ] 覽せし罰取補法の一部を改正する法律案 覽せし罰取補法の一部を改正する法律案 覽せし罰取補法(昭和二十六年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

昭和三十年七月十九日 衆議院會議録第四十三号 未開議者留守家族等保護法の一部を改正する法律案外三案

昭和三十年七月十九日 衆議院會議録第四十三号 未滿還者留守家族等保護法の二部を改正する法律案外三案

目次中「第五章 業務に関する記
録及び報告(第二十八条 第三十
条)」を
「第五章 業務に関する記録
条」を
「第五章の二 覚せい剤原料
及び報告(第二十八条 第三十条)
に関する指定及び届出、制限及び禁
止並びに取扱(第三十条の二)第三
十条の十四)」に改める。

第一条中「その輸入」を「覚せい剤
及び覚せい剤原料の輸入、輸出」に
改める。

第二条に次の四項を加える。

5 この法律で「覚せい剤原料」と
は、別表に掲げる物をいう。

6 この法律で「覚せい剤原料製造
業者」とは、覚せい剤原料を製造
することを業とする者ができ、
又は業務のため覚せい剤原料を製
造することができるものとして、
この法律の規定により指定を受け
た者をいう。

7 この法律で「覚せい剤原料取扱
業者」とは、覚せい剤原料を譲り渡
すことを業とする者ができ、又
は業務のため覚せい剤原料を使用
することができるものとして、こ
の法律の規定により指定を受けた
者をいう。

8 この法律で「覚せい剤原料研究
者」とは、学術研究のため、覚せい
剤原料を製造することができるとし
て、この法律の規定により指定を
受けた者をいう。

第三条第一項第一号中「登録を受け
ている者」の下に「(以下「医薬品製
造業者」といふ)を加える。

第八条の見出し中「取消」の下に
「及び業務等の停止を加え、同条第
一項中「取り消す」を取り消し、又
は期間を定めて、覚せい剤製造業者若
しくは覚せい剤研究者の覚せい剤及
び覚せい剤原料に関する業務若しく
は研究の停止を命ずる」に改める。

第十条第二項中「覚せい剤製造業
者が」の下に「第八条第一項(指定の
取消及び業務等の停止)若しくは」を
加え、「又は覚せい剤施用機関を」
せし「施用機関」に、「処分を受けた
ときは」を、処分を受けたとき、又は
覚せい剤研究者が第八条第一項の規
定による研究停止の処分を受けたと
きは」に、「開設者はその病院又は診
療所を開設者又は覚せい剤研究者
はその病院若しくは診療所又は研究
所に、第十条第三項中、又は閉鎖期
間を」閉鎖期間又は研究停止期間
に、「又は覚せい剤施用機関の開設
者を」と、覚せい剤施用機関の開設者
又は覚せい剤研究者」に改める。

第十三条の見出しを「輸入及び輸
出の禁止」に同条中「輸入し」を、輸
入し、又は輸出し」に改める。

第三十条中「指定を受けた年の翌
年(以下に)及び第二十五条(再指定
の場合の特例)の申請に対して指定
のあつた年」を加える。

第五章の次に次の一章を加える。

第五章の二 覚せい剤原料に
関する指定及び
届出、制限及び
禁止並びに取扱
(指定の要件)

第三十条の二 覚せい剤原料製造業
者の指定は製造所ごとに厚生大臣

が、覚せい剤原料取扱業者又は覚せい
剤原料研究者の指定は業務所又
は研究所ごとにその所在地の都道
府県知事が、厚生省令の定めると
ころにより、次の各号に掲げる者
のうち適當と認める者について行
ふ。

一 覚せい剤原料製造業者につい
ては、覚せい剤原料を製造する
ことを業としようとする者又は
業務のため覚せい剤原料の製造
を必要とする者

二 覚せい剤原料取扱業者につい
ては、覚せい剤原料を譲り渡すこ
とを業としようとする者又は業
務のため覚せい剤原料の使用を
必要とする者

三 覚せい剤原料研究者につい
ては、覚せい剤原料に関し相當の
知識を持ち、かつ、研究上覚
せい剤原料の製造又は使用を必
要とする者

(指定の取消及び業務等の停止)

第三十条の三 覚せい剤原料製造
業者、覚せい剤原料取扱業者又は覚せい
剤原料研究者がこの法律の規定
又はこの法律の規定に基き、処分
違反したときは、厚生大臣は覚
せい剤原料製造業者について、都
道府県知事は覚せい剤原料取扱業者
又は覚せい剤原料研究者につい
て、それぞれその指定を取り消
し、又は期間を定めて、覚せい剤
原料に関する業務若しくは研究の
停止を命ずることができる。

2 厚生大臣又は都道府県知事は、
前項に規定する処分をしようとす

るときは、処分の理由並びに聴聞
の期日及び場所をその期日の二週
間前までに、当該処分を受ける
覚せい剤原料製造業者、覚せい
剤原料取扱業者又は覚せい剤原料研
究者に通知し、かつ、その者又は
その代理人の出頭を求めて聴聞を
行わなければならない。

3 聴聞においては、当該処分を受
ける者又はその代理人は、自己又
は本人のために釈明をし、かつ、
有利な証拠を提出することができ
る。

4 厚生大臣又は都道府県知事は、
当該処分を受ける者又はその代理
人が正当な理由がなく聴聞に応
じなかつたときは、聴聞を行わ
ないで第一項に規定する処分をする
ことができる。

(業務の廃止等の届出)

第三十条の四 覚せい剤原料製造
業者がその製造所における覚せい
剤原料の製造の業務を廃止したと
し、覚せい剤原料取扱業者がその業
務所における覚せい剤原料の譲渡
若しくは使用に係る業務を廃止し
たとき、又は覚せい剤原料研究者
がその研究所における覚せい剤原
料の製造若しくは使用を必要とす
る研究を廃止したときは、それぞ
れ、当該廃止の日から十五日以内
に、覚せい剤原料製造業者にあつ
ては、当該製造所の所在地の都道府
県知事を経て厚生大臣に、覚せい
剤原料取扱業者又は覚せい剤原料研
究者にあつては当該業務所又は研
究所の所在地の都道府県知事に、

指定証を添えてその旨を届け出な
なければならない。

2 前項の規定による届出は、覚せい
剤原料製造業者、覚せい剤原料
取扱業者又は覚せい剤原料研究者
が、死亡した場合にはその相続人
が、解散した場合にはその清算人
又は合併後存続若しくは合併に
より設立された法人がなければ
ならない。

(指定及び届出に関する準用規定)

第三十条の五 第四条から第七条ま
で(指定の申請手続、指定証、指
定の有効期間、指定の失効)及び
第十条から第十二条まで(指定証
の返納及び提出、指定証の再交
付、氏名又は住所等の変更)の
規定は、覚せい剤原料製造業者、
覚せい剤原料取扱業者及び覚せい剤
原料研究者に関し準用する。この
場合において、これらの規定中
「覚せい剤製造業者」とあるのは
「覚せい剤原料製造業者」と、「覚
せい剤施用機関」とあり(第十二
条第二項の場合を除く)、「覚せい
剤施用機関の開設者」とあるのは
「覚せい剤原料取扱業者」と、「覚
せい剤研究者」とあるのは「覚せい
剤原料研究者」と、第四条第二項、
第十条第一項及び第二項並びに第
十一条中「病院若しくは診療所」と
あり、第十二条第二項中「病院」と
は診療所とあるのは業務所と、
第五条第一項中「当該施用機関の
開設者」とあるのは「当該取扱業者
」と、第六条中「その翌年」とあるの
は「その指定の日から四年を経
過した日の関する年」と、第七条

昭和三十年七月十九日 衆議院會議録第四十三号 未歸還者留守家族等保護法の一部を改正する法律案外三案

五七八

診療に従事する獣医師から施用のため医薬品である覚せい剤原料の交付を受けた者が当該覚せい剤原料を施用する場合及び医師、歯科医師又は獣医師の処方せんの交付を受けた者が当該処方せんに従って覚せい剤原料を施用した場合
四 法令に違つてする行為につき使用する場合
五 覚せい剤原料製造業者、覚せい剤製造業者又は医薬品製造業者に於ては、その製造所又は厚生省令の定めるところによりあらかじめ都道府県知事を経た厚生大臣に届け出た場所
六 覚せい剤原料取扱業者に於ては、その業務所又は厚生省令の定めるところによりあらかじめ都道府県知事を経た厚生大臣に届け出た場所
七 覚せい剤原料取扱業者に於ては、その業務所又は厚生省令の定めるところによりあらかじめ都道府県知事を経た厚生大臣に届け出た場所
八 覚せい剤原料取扱業者に於ては、その業務所又は厚生省令の定めるところによりあらかじめ都道府県知事を経た厚生大臣に届け出た場所

第三十条の十一 第三十条の七(所持の禁止)第一号から第五号まで規定する者(病院又は診療所にあつてはその管理者とし、国又は地方公共団体の開設する家畜診療施設に於ては開設者の指定する職員とする。以下次条において同じ)は、その所有し、又は所持する覚せい剤原料をそれぞれ次に掲げる場所において保管しなければならない。

一 覚せい剤原料製造業者、覚せい剤製造業者又は医薬品製造業者に於ては、その製造所又は厚生省令の定めるところによりあらかじめ都道府県知事を経た厚生大臣に届け出た場所
二 覚せい剤原料取扱業者に於ては、その業務所又は厚生省令の定めるところによりあらかじめ都道府県知事を経た厚生大臣に届け出た場所
三 覚せい剤原料研究者又は覚せい剤研究者に於ては、その研究

四 薬局開設者に於ては、その薬局
五 医薬品販売業者に於ては、その店舗又は厚生省令の定めるところによりあらかじめ都道府県知事に届け出た場所
六 病院又は診療所の管理者に於ては、その病院又は診療所、住診医師等に於ては、その住所
七 家畜診療施設の開設者(国又は地方公共団体の開設する家畜診療施設に於ては、開設者の指定する職員)に於ては、その施設(往診又は出張のみによつて家畜の診療業務を行つた医師に於ては、その住所)
八 医薬品輸入販売業者に於ては、その営業所又は厚生省令の定めるところによりあらかじめ都道府県知事を経た厚生大臣に届け出た場所

第三十条の十二 第三十条の七(所持の禁止)第一号から第五号まで規定する者は、その所有し、又は所持する覚せい剤原料を喪失し、盗み取られ、又はその所在が不明となつたときは、すみやかにその覚せい剤原料の品名及び数量その他事故の状況を明らかにするため必要な事項を、同条第一号及び第五号に規定する者(国又は地方公共団体の開設する病院又は診療所に於ては、その管理者とし、管理職でない場合には開設者の指定する職員とし、国又は地方公共団体の開設する家畜診療施設に於ては、開設者の指定する職員とする。)は、次に掲げる場合において、その事由の生じた日から三十日以内に、その所有し、又は所持する覚せい剤原料について、譲渡、廃棄その他の必要な処分をしなければならぬ。ただし譲渡は、第三十条の七第一号から第四号までに規定する者への譲渡に限る。

一 覚せい剤原料製造業者、覚せい剤製造業者、覚せい剤原料取扱業者、覚せい剤原料研究者又は覚せい剤研究者の指定が効力を失つたとき第二十五条(再指定の場合の特例)(次条第一項において準用する場合を含む)に規定する指定の申請をした場合に於ては、その申請に対する拒否の処分があつたとき。
二 薬局開設者、医薬品製造業者、医薬品輸入販売業者若しくは医薬品販売業者がその業務を廃止したとき、薬事法第二十条第二項(薬局の登録の有効期間)、第二十六条第二項(医薬品製造業の登録の有効期間)同法第二十八条(医薬品等の輸入販

第三十条の十三 第三十条の七(所持の禁止)第一号から第五号まで規定する者(国又は地方公共団体の開設する病院又は診療所に於ては、その管理者とし、管理職でない場合には開設者の指定する職員とし、国又は地方公共団体の開設する家畜診療施設に於ては、開設者の指定する職員とする。)は、次に掲げる場合において、その事由の生じた日から三十日以内に、その所有し、又は所持する覚せい剤原料について、譲渡、廃棄その他の必要な処分をしなければならぬ。ただし譲渡は、第三十条の七第一号から第四号までに規定する者への譲渡に限る。

一 覚せい剤原料製造業者、覚せい剤製造業者、覚せい剤原料取扱業者、覚せい剤原料研究者又は覚せい剤研究者の指定が効力を失つたとき第二十五条(再指定の場合の特例)(次条第一項において準用する場合を含む)に規定する指定の申請をした場合に於ては、その申請に対する拒否の処分があつたとき。
二 薬局開設者、医薬品製造業者、医薬品輸入販売業者若しくは医薬品販売業者がその業務を廃止したとき、薬事法第二十条第二項(薬局の登録の有効期間)、第二十六条第二項(医薬品製造業の登録の有効期間)同法第二十八条(医薬品等の輸入販

第三十一条中「覚せい剤」の下に「又は覚せい剤原料」を加え、「又は覚せい剤研究者」を「若しくは覚せい剤研究者又は第三十条の七(所持の禁止)第一号から第五号までに規定する者(病院又は診療所にあつてはその管理者を、国又は地方公共団体の開設する家畜診療施設にあつては開設者の指定する職員を含む。)」に改める。

第三十二条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同条中同項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 厚生大臣又は都道府県知事は、覚せい剤原料の取締上必要があるときは、当該職員をして第三十条の十一(保管)各号に規定する者の当該各号に規定する場所(往診医師等及び住居又は出張のみによつて家畜の診療業務を行う獣医師の住所を除く。)に立ち入らせ、帳簿その他の物件を検査させ、覚せい剤原料若しくは覚せい剤原料であることの疑のある物を試験のため必要な最小分量に限り取去し、又は第三十条の七(所持の禁止)第一号から第五号までに規定する者その他の関係者について質問をさせることができる。

第三十三条第一項中「及び前条第一項を」と並びに前条第一項及び第二項に、同条第二項中「前条第一項」を「前条第一項若しくは第二項」に改める。

第三十四条中「覚せい剤製造業者」の下に「又は覚せい剤原料製造業者」

を加え、「第八条第一項(指定の取消)を「第八条第一項又は第三十条の三第一項(指定の取消及び業務等の停止)」に改める。

第二十八条第一項中第四号を第七号とし、第三号の次に次の三号を加える。

四 覚せい剤原料製造業者の指定の申請をする者 二千円

五 覚せい剤原料取扱者の指定の申請をする者 千円

六 覚せい剤原料研究者の指定の申請をする者 三百円

第三十八条第二項中「前項第一号の手数料及び第四号中覚せい剤製造業者を」と前項第一号及び第四号の「手数料並びに同項第七号中覚せい剤製造業者又は覚せい剤原料製造業者」に改める。

第四十一条第一項第一号中「輸入の禁止を」と輸入及び輸出の禁止に改め、同条第四項を削る。

第四十一条の三本文を次のように改め、同条を第四十一条の五とする。

第四十一条の五 覚せい剤原料で、犯人が所有し、又は所持するものは、没収する。

第四十一条の二第二項中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、第一号として次のように加える。

第八号第一項(指定の取消及び業務等の停止)の規定による業務又は研究の停止の命令に違反した者

第四十一条の二第二項に次の六号を加え、同条第三項中「第一項」を

「第一項第二号、第三号、第五号及び第七号から第九号まで」に改め、同条を第四十一条の四とする。

四 取消及び業務等の停止の規定による業務又は研究の停止の命令に違反した者

五 第三十条の六(輸入及び輸出の制限及び禁止)の規定に違反した者

六 第三十条の七(所持の禁止)の規定に違反した者

七 第三十条の八(製造の禁止)の規定に違反した者

八 第三十条の九(譲渡及び譲受の制限及び禁止)の規定に違反した者

九 第三十条の十(使用の禁止)の規定に違反した者

第四十一条の二 営利の目的で前条の違反行為をした者は、七年以下の懲役に処し、又は情状により七年以下の懲役及び五十万円以下の罰金に処する。

第四十一条の三 常習として前二条の違反行為をした者は、一年以上十年以下の懲役に処し、又は情状により一年以上十年以下の懲役及び五十万円以下の罰金に処する。

第四十二条第一項第十号中「の規定に違反して覚せい剤を処分した者」と又は第四項(死亡又は解散の場合における譲渡及び処分義務の転移)の規定に違反した者に改め、同条同項に次の四号を加える。

十四 第三十条の五(指定及び届出に関する準用規定)において

準用する第五十条第三項の規定に違反した者

十五 第三十条の十一(保管)の規定に違反した者

十六 第三十条の十二(事故の届出)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十七 第三十条の十三第一項(指定の失効等の場合の措置義務)の規定又は同条第二項において準用する第二十四条第四項(指定の失効の場合の措置義務)の規定に違反した者

第四十三条第九号中「第一項」を「第一項又は第二項」に改め、同条中同項を第十三号とし、第八号を第十二号とし、第七号の次に次の四号を加える。

八 第三十条の四(業務の廃止等の届出)の規定に違反した者

九 第三十条の五(指定及び届出に関する準用規定)において準用する第十号第一項又は第二項の規定に違反した者

十 第三十条の五において準用する第十一第二項の規定に違反した者

十一 第三十条の五において準用する第十二条の規定に違反した者

第四十五条中「第四十一条、第四十一条の二」を「第四十一条から第四十一条の四まで」に改める。

附則の次に別表として次のように加える。

一 一フエニール二メチルアミノプロパノール一、その塩類及びこれらがいずれかを含有する物。ただし、薬事法第二十六条第一項(医薬品製造業の登録)(同法第三十二条(医薬品等の輸入販売業)において準用する場合を含む。以下同じ)の規定により医薬品の製造業又は輸入販売業の登録を受けている者が、その業務のため、製造し、又は輸入した医薬品であつて、一フエニール二メチルアミノプロパノール一として五〇%以下を含有する物を除く。

二 一フエニール二メチルアミノプロパノール二、その塩類及びこれらがいずれかを含有する物。ただし、薬事法第二十六条第一項の規定により医薬品の製造業又は輸入販売業の登録を受けている者が、その業務のため、製造し、又は輸入した医薬品であつて、一フエニール二メチルアミノプロパノール二として五〇%以下を含有する物を除く。

三 一フエニール二メチルアミノプロパノール一、その塩類及びこれらがいずれかを含有する物。ただし、薬事法第二十六条第一項の規定により医薬品の製造業又は輸入販売業の登録を受けている者が、その業務のため、製造し、又は輸入した医薬品であつて、一フエニール二メチルアミノプロパノール一として五〇%以下を含有する物を除く。

四 一フエニール二メチルアミノプロパノール二、その塩類及びこれらがいずれかを含有する物。

五 一フエニール二メチルアミノプロパノール一、その塩類及びこれらがいずれかを含有する物。

六 一フエニール二メチルアミノプロパノール二、その塩類及びこれらがいずれかを含有する物。

七 一フエニール二メチルアミノプロパノール一、その塩類及びこれらがいずれかを含有する物。

八 一フエニール二メチルアミノプロパノール二、その塩類及びこれらがいずれかを含有する物。

九 一フエニール二メチルアミノプロパノール一、その塩類及びこれらがいずれかを含有する物。

一〇 一フエニール二メチルアミノプロパノール二、その塩類及びこれらがいずれかを含有する物。

一一 一フエニール二メチルアミノプロパノール一、その塩類及びこれらがいずれかを含有する物。

一二 一フエニール二メチルアミノプロパノール二、その塩類及びこれらがいずれかを含有する物。

一三 一フエニール二メチルアミノプロパノール一、その塩類及びこれらがいずれかを含有する物。

一四 一フエニール二メチルアミノプロパノール二、その塩類及びこれらがいずれかを含有する物。

一五 一フエニール二メチルアミノプロパノール一、その塩類及びこれらがいずれかを含有する物。

一六 一フエニール二メチルアミノプロパノール二、その塩類及びこれらがいずれかを含有する物。

一七 一フエニール二メチルアミノプロパノール一、その塩類及びこれらがいずれかを含有する物。

一八 一フエニール二メチルアミノプロパノール二、その塩類及びこれらがいずれかを含有する物。

一九 一フエニール二メチルアミノプロパノール一、その塩類及びこれらがいずれかを含有する物。

二〇 一フエニール二メチルアミノプロパノール二、その塩類及びこれらがいずれかを含有する物。

二一 一フエニール二メチルアミノプロパノール一、その塩類及びこれらがいずれかを含有する物。

二二 一フエニール二メチルアミノプロパノール二、その塩類及びこれらがいずれかを含有する物。

二三 一フエニール二メチルアミノプロパノール一、その塩類及びこれらがいずれかを含有する物。

二四 一フエニール二メチルアミノプロパノール二、その塩類及びこれらがいずれかを含有する物。

二五 一フエニール二メチルアミノプロパノール一、その塩類及びこれらがいずれかを含有する物。

二六 一フエニール二メチルアミノプロパノール二、その塩類及びこれらがいずれかを含有する物。

二七 一フエニール二メチルアミノプロパノール一、その塩類及びこれらがいずれかを含有する物。

二八 一フエニール二メチルアミノプロパノール二、その塩類及びこれらがいずれかを含有する物。

二九 一フエニール二メチルアミノプロパノール一、その塩類及びこれらがいずれかを含有する物。

三〇 一フエニール二メチルアミノプロパノール二、その塩類及びこれらがいずれかを含有する物。

三一 一フエニール二メチルアミノプロパノール一、その塩類及びこれらがいずれかを含有する物。

三二 一フエニール二メチルアミノプロパノール二、その塩類及びこれらがいずれかを含有する物。

三三 一フエニール二メチルアミノプロパノール一、その塩類及びこれらがいずれかを含有する物。

三四 一フエニール二メチルアミノプロパノール二、その塩類及びこれらがいずれかを含有する物。

三五 一フエニール二メチルアミノプロパノール一、その塩類及びこれらがいずれかを含有する物。

三六 一フエニール二メチルアミノプロパノール二、その塩類及びこれらがいずれかを含有する物。

三七 一フエニール二メチルアミノプロパノール一、その塩類及びこれらがいずれかを含有する物。

三八 一フエニール二メチルアミノプロパノール二、その塩類及びこれらがいずれかを含有する物。

三九 一フエニール二メチルアミノプロパノール一、その塩類及びこれらがいずれかを含有する物。

四〇 一フエニール二メチルアミノプロパノール二、その塩類及びこれらがいずれかを含有する物。

四一 一フエニール二メチルアミノプロパノール一、その塩類及びこれらがいずれかを含有する物。

四二 一フエニール二メチルアミノプロパノール二、その塩類及びこれらがいずれかを含有する物。

四三 一フエニール二メチルアミノプロパノール一、その塩類及びこれらがいずれかを含有する物。

四四 一フエニール二メチルアミノプロパノール二、その塩類及びこれらがいずれかを含有する物。

四五 一フエニール二メチルアミノプロパノール一、その塩類及びこれらがいずれかを含有する物。

四六 一フエニール二メチルアミノプロパノール二、その塩類及びこれらがいずれかを含有する物。

四七 一フエニール二メチルアミノプロパノール一、その塩類及びこれらがいずれかを含有する物。

四八 一フエニール二メチルアミノプロパノール二、その塩類及びこれらがいずれかを含有する物。

四九 一フエニール二メチルアミノプロパノール一、その塩類及びこれらがいずれかを含有する物。

五〇 一フエニール二メチルアミノプロパノール二、その塩類及びこれらがいずれかを含有する物。

昭和三十年七月十九日 衆議院會議録第四十三号 未附遺者留守家族等保護法の一部を改正する法律案外三案

五八〇

七 フェニルアセトアセトニトリル及びこれを含有する物
八 フェニルアセトン及びこれを含有する物
九 覚せい剤の原料となる物であつて法令で定めるもの

附則

1 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

2 この法律施行の際、現に、業務又は研究のため覚せい剤原料を使用している者は、現に所持している覚せい剤原料について、この法律施行の日から三十日間は、引き続き当該業務又は研究に關し覚せい剤原料を使用することができ、この場合には、第三十条の七(所持の禁止)及び第三十条の十(使用の禁止)の改正規定は、適用しない。

3 この法律施行の際、現に、覚せい剤原料を所有している者は、この法律施行の日から三十日間は、その所有する覚せい剤原料を第三十条の七第一号から第四号までの改正規定に規定する者へ譲り渡すことができる。この場合には、同条及び第三十条の九(譲渡及び譲受の制限及び禁止)の改正規定は、適用しない。

4 前二項の場合には、当該覚せい剤原料を使用している者又は当該覚せい剤原料を所有している者の業務上の補助者に対しては、当該

覚せい剤原料につき、第三十条の七の改正規定は、適用しない。
5 この法律の施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

6 (厚生省設置法の一部改正)
第五十四条第八号中「覚せい剤製造業者の下に、覚せい剤原料製造業者を」と、「指定を取り消し」の下に「覚せい剤製造業者及び覚せい剤原料製造業者について、業務の停止を命じ、」を加え、「許可すること」と及び覚せい剤原料の輸入又は輸出を許可すること」に改める。

7 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。
別表第三第一号(四中)「又は覚せい剤研究者の指定」を「覚せい剤研究者、覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者の指定」に改め、「事務等を行」の下に「並びに覚せい剤研究者、覚せい剤原料取扱者又は業務の停止を命じ」を加え、「又は覚せい剤研究者について」と「覚せい剤研究者、覚せい剤原料製造業者等について」に改める。

8 (自衛隊法の一部改正)
自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。
第六十六条の見出しを「麻薬取締法等の特例」に改め、同条中「自衛隊の部隊」の下に「又は補給処を」と第二十八条第一項の下に「又は覚せい剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号)第三十条の九及び第三十条の七を」と「麻薬取締法」の下に「又は医薬品である覚せい剤原料を」と「部隊の長」の下に「又は補給処の処長」を加え、「麻薬取締法の適用」を「麻薬取締法又は覚せい剤取締法の適用」に改め、「麻薬取締法」の下に「又は覚せい剤原料取扱者」を加える。

○[中村三之丞君登壇]
「報告書は會議録追録に掲載」
ました未附遺者留守家族等保護法の一部を改正する法律案、日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案、失業保険法の一部を改正する法律案及び覚せい剤取締法の一部を改正する法律案につきまして、社会労働委員会における審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

まず、未附遺者留守家族等保護法の一部を改正する法律案につきまして御報告いたします。
本改正法律案の要旨は、今回戦傷病者戦没者遺族等保護法の改正により直族年金の額が引き上げられましたのに対応して、本法による留守家族手当を増額すること、並びに附遺者に対する療養の給付期間が本年十二月二十八

日で満了することとなつておりますのを、さらに三年間延長いたしましたこととでございます。

本法案は五月二十三日本委員会に付託せられ、同二十五日政府より提案理由の説明を聴取した後、数回にわたり熱心なる審議が行われたのであります。が、昨十八日の委員会において各派共同提案による修正案が提出せられ、自由党の山下委員よりその趣旨の説明がなされました。本修正案の要旨は、一、留守家族手当の月額が、政府案では二千三百五十五円となつてゐるのを、昭和三十年十月分から昭和三十一年六月分までは二千五百八十三円、昭和三十一年七月分以降は二千九百三十七円とする。二、留守家族手当または特別手当の額に相当する額の手当を、生還の場合には三カ月間、未附遺者の死亡の事実が判明した場合においては六カ月間、それぞれ延長支給すること等でありま

す。

次いで、質疑を終了し、討論を省略して採決に入りましたところ、修正案並びに修正部分を除く他の原案はとも、に全会一致可決すべきものと議決した次第でございます。

次に、日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案につきまして御報告申し上げます。

本改正案は主として給付内容の改善をはかるものでありまして、そのおもなる点は、まず療養の給付期間を現行の六カ月から一年に延長すること、歯科診療における補給を療養の給付に含めること、死亡及び分へんに關する現金給付を創設すること、並びに被保険者と同一の世帯に属する三親等内の親族で、主としてその者により生計を維

持する者にまで被扶養者の範囲を拡大すること等でありま

す。本法案は、五月三十日本委員会に付託せられ、六月十三日厚生大臣より提案理由の説明を聴取した後、数回にわたり熱心なる審議が行われたのであります。が、昨十八日の委員会において各派共同提案による次の修正案が提案せられ、日本社会党の八木委員よりその趣旨の説明がありました。本修正案の要旨は、一、現在、本制度による給付の受給条件として、二カ月間に二十八日の保険料の払い込みが必要となつておりましたのを、二カ月二十八日または六カ月二十八日のいずれかを選択的に認めることとして、受給条件の緩和をはかつたこと、二、本法の施行期日が七月一日となつておるのを、公布の日に変更したことでありま

す。かくして、質疑を終了し、修正案並びに修正部分を除く原案を一括して討論に入りましたが、日本民主党を代表して小島委員、自由党を代表して野澤委員、日本社会党を代表して八木委員、日本社会党を代表して吉川委員より、それぞれ賛成意見が述べられたのであります。次いで、採決に入りましたところ、修正案並びに修正部分を除く他の原案は全会一致可決すべきものと議決した次第でございます。

さらに、日本民主党の小島委員より、各派共同提案による次の附帯決議案が提出せられました。朗讀いたします。

附帯決議案
本修正により受給条件を二ヶ月二十八日又は六月二十八日と選択せしむることとした。右修正は就労日数につき現下経済上平均十四日とす

す。

ることは必ずしも実情に副わずと思
 わるるにより暫定的処置としてこれ
 を認めたるものなるにつき政府は今
 後これらの点につき再検討の上適当
 なる処置を講ずることを期待するも
 尚本法適用範囲の拡大についても更
 に至急検討実施せられんことを期待
 するものである。

右決議する。
 以上であります。しかしして、全会一致
 本附帯決議を付すべきものと決した次
 第であります。

次に、失業保険法の一部を改正する
 法律案について申し上げます。

本案は、第一に、被保険者の当然適
 用の範囲を、医療看護その他の保健衛
 生事業、社会福祉事業、更生保護事業
 に対して新たに拡大すること、第二に
 に、長期被保険者に対する失業保険金
 の給付日数を二百七十日または二百十
 日とする一方、季節的労働者を主体と
 する短期被保険者に対する給付日数を
 九十日とし、一律百八十日の給付制度
 から生ずる不合理を是正すること、第
 三に、被保険者資格の取得並びに喪失
 について政府の認定の制度を設け、権
 利の保護とともに不正受給の防止等を
 はかること、第四に、福祉増
 進のための必要な施設を設置するため
 の明確なる規定を設けること、以上が
 この改正の主要点であります。

本案は去る五月二十六日内閣より提
 出され、同日付託されたのであります
 が、本委員会は、五月二十七日政府よ
 り提案理由の説明を取扱いたしました
 以来、慎重審議を続け、七月十三日質
 疑を終了いたしました。
 本日の委員会において、日本社会党
 阿派共同提案による修正案が提出せら

れ、横録委員よりその趣旨の説明があ
 りました。本修正の要旨は、短期被保
 険者に対する失業保険金の給付の日数
 短縮に関する第二十条第二項及び附則
 第六項の規定を削除せんとするもので
 あります。

次に、修正案並びに政府原案を一
 括して討論に入りましたところ、日本
 民主党を代表して小島委員及び自由党
 を代表して大橋委員より、修正案反
 対、政府原案賛成、日本社会党を代表
 して井堀委員、小会派クラブを代表し
 て中原委員より、修正案賛成、政府原
 案反対の意見が述べられたのでありま
 す。

次に、採決に入りましたが、まず修
 正案は少数をもって否決せられ、次に
 政府原案については多数をもって可決
 すべきものと議決いたしました次第であ
 ります。

次に、甚しい刑罰法の一部を改正
 する法律案について御報告申し上げま
 す。
 本法案は、覚醒剤原料について取締
 りを行うとともに、常習犯については
 一年以上十年以下の懲役に処すること
 とする等、覚醒剤に関する罰則を強化
 し、わが国特有の覚醒剤の撲滅を期
 することを目的とするものでありま
 す。
 本法案は全派共同提案でありまし
 て、七月八日本委員会に付託せられ
 同十二日提出者より提案理由の説明を
 聴取し、同十九日質疑を終了
 し、討論を省略して採決に入りました
 ところ、本法案は全会一致原案通り可
 決すべきものと議決した次第でありま
 す。

昭和二十年七月十九日 衆議院会議録第四十三号 夫加連者留守家族等援護法の一部を改正する法律案外三案

以上、御報告申し上げます。(拍手)
 ○横録委員(金谷秀次郎) 討論の通告があ
 ります。順次これを許します。横録重
 吉君。

(横録重吉君登壇)
 ○横録重吉君 私は、日本社会党を代
 表して、ただいま議題となりました失
 業保険法改正案に反対の意を表するも
 のであります。(拍手)

失業保険法は、申し上げるまでもな
 く、失業中の者に対し保険金を給付す
 ることによつてその生活を保障するこ
 といふ、わが国社会保障制度の重要な一
 環をなすものであります。この保障制
 度があるがゆえに、わが国のきわめて悪
 い雇用状態の中にあつても、失業者
 は、その生活を辛うじてささへ、次の
 職場を探すまでの生活の根拠としてい
 るのであります。ゆえに、この制度
 は、失業者からは暗夜のともしひのこ
 とく親しまれ、希望を持たれているの
 であります。従つて、法の改正には慎
 重でなければなりません。また、その
 改正の方向は、憲法第二十五条に示す
 ごとく、わが国の社会保障を向上させ
 るという大前提のもとに行われるべき
 であります。

鳩山内閣は、選挙に當つて国民に公
 約した中に、特に社会保障制度を確立
 するを誓つたために、第一党による
 の改革を担つたために、今回提出され
 るのであります。しかも、今回提出され
 るの合理化を唱へながら、その内容は、明
 らかに社会保障の後退であり、従来の保
 険金の六カ月以上被保険者であつた保
 険者は六カ月以上被保険者であつた者
 にはすべて百八十日の給付をなしてき
 たのであります。改正案では、これを

六カ月以上九カ月未満の者は九十日に
 削減するといふのであります。この
 改正案提出の根拠となつたものは昨
 年度において十億円もの赤字を出したか
 らといふのであります。しかも、その
 実態は、一カ年未満の者に多いため
 に、これを半減することに依つて給付
 の総額を少くし、収支のバランスをは
 かろうとするものであります。この
 考え方は根本的に誤まつてゐることを
 指摘したいのであります。

なせならば、失業保険は、昭和二十
 二年十一月法施行以来、七カ年間に二
 百五十億の余裕を作つてゐるのであ
 ります。昨年初めて十億ばかりの赤字
 を出したからとて驚くには当たらない
 のであります。しかも、赤字を出した場
 合には、改正を行わなくても、保険料
 を増加徴収することが出来るように
 なつてゐるのであります。しかも、改
 正案により犠牲をせられるのは、乱
 用者ではなく、全くの失業者でありま
 す。政府は金もよけをするために失業
 保険を運営してゐるのではないはずで
 あります。七カ年に二百五十億の繰
 りをなした今日においては、その給
 付内容を改善し、失業者の生活を守
 り、法の目的をこそ前進せしめるた
 めにこそ改正案が出されるべきであり
 ます。また、その段階に依つての
 あります。政府は、保険金の給付を制
 限するよりも、失業者のいない社会を
 作るためにこそ努力をすべきでありま
 す。(拍手)

第二に、五年以上の被保険者には
 二百十日、十年以上の者には二百七十
 日と給付日数を改め、さも改正をは
 かつたかのごとく思はせておきます
 が、これは全くの見せかけだけでござ

います。これには、引き続き同一事業
 主に雇われた者との規定があり、この
 条件のために、実際に当てる者は
 現在わずかに五割しかないものであ
 ります。法を施行してまだ七カ年余り
 であり、十年以上というものは、現在
 まだ一人も該当者がいません
 ん。三年先から手形を示したにすぎ
 ないのであります。かかる例外規定は
 法の精神をそこなうものであります。
 法の運用は、被保険者全般に対し、あ
 くまでも公正が期されなければなら
 せん。

第三には、資格の取得に確認制度を
 作つたことでもあります。このために、
 法案が通るならば、直ちに政府は二百
 五十人の職員を雇入れようとしてお
 るのであります。しかし、このさして
 必要のない確認事項も、これを辛う
 とするならば、八百万人の被保険者
 に対し、全国五百三十五カ所の職安にお
 いては少くとも二人の人員を配置しな
 ければならぬから、実際には二百五
 十人では必要とするのでございませ
 ん。二十人が必要とするのでございませ
 ん。今日常に行政の簡素化を唱へる政府
 が、何を好んで不必要な人員を増加し
 ようとするのに苦しみ、その意図
 を了解するのに苦しむのであります。

政府はかかる改正を行なつて失業保
 険の取支を償はせようとするのであり
 ますが、ただいま指摘しましたごと
 く、今回の改正案は、明らかに、法の
 目的をまげざる結果となり、失業保険
 に対する信頼を失はせるものと云はる
 を得ません。デフレの政策を実施する
 ならば、失業者の増加するのは当然のこ
 とであり、従つて政府はこの受け入れ
 対策に万全を期さなければならぬので

あります。これは、引き続き同一事業
 主に雇われた者との規定があり、この
 条件のために、実際に当てる者は
 現在わずかに五割しかないものであ
 ります。法を施行してまだ七カ年余り
 であり、十年以上というものは、現在
 まだ一人も該当者がいません
 ん。三年先から手形を示したにすぎ
 ないのであります。かかる例外規定は
 法の精神をそこなうものであります。
 法の運用は、被保険者全般に対し、あ
 くまでも公正が期されなければなら
 せん。

第三には、資格の取得に確認制度を
 作つたことでもあります。このために、
 法案が通るならば、直ちに政府は二百
 五十人の職員を雇入れようとしてお
 るのであります。しかし、このさして
 必要のない確認事項も、これを辛う
 とするならば、八百万人の被保険者
 に対し、全国五百三十五カ所の職安にお
 いては少くとも二人の人員を配置しな
 ければならぬから、実際には二百五
 十人では必要とするのでございませ
 ん。二十人が必要とするのでございませ
 ん。今日常に行政の簡素化を唱へる政府
 が、何を好んで不必要な人員を増加し
 ようとするのに苦しみ、その意図
 を了解するのに苦しむのであります。

政府はかかる改正を行なつて失業保
 険の取支を償はせようとするのであり
 ますが、ただいま指摘しましたごと
 く、今回の改正案は、明らかに、法の
 目的をまげざる結果となり、失業保険
 に対する信頼を失はせるものと云はる
 を得ません。デフレの政策を実施する
 ならば、失業者の増加するのは当然のこ
 とであり、従つて政府はこの受け入れ
 対策に万全を期さなければならぬので

昭和三十年七月十九日 衆議院會議録第四十三号 未審選者留守家族等保護法の一部を改正する法律案外三案

に、何らの対策を施さなければかりか、反対に失業者にしわ寄せをして、これを打ち切りとする、かかる考え方には、遺憾ながら同調することができません。(拍手)

以上の理由により、政府改正案に反対をいたすものであります。(拍手)

○議長(益谷秀次君) 井堀繁雄君

井堀繁雄君 たいだいま議題となつております。失業者の増加、失業保険法の一部を改正する法律案について、社会党を代表して反対の討論をいたしたいと思つております。(拍手)

この理由は二つに要約することができると思つております。一つには、本案は鳩山内閣の政策の破綻を端的に露呈したものであると断言できると思つております。二つには、失業保険法の本質を無視するものでありまして、真の労働政策及び社会保険制度の精神を理解することを欠いておる無能をみずから暴露するものであると断言することができるとであります。(拍手)

第一の問題は、政府は一兆円のワツの中において予算を組み、緊縮政策を遂行しようとしておられます。申すまでもありません。これに伴つてこの諸政策、法律案がたゞいま国会で論議されておるものでありますが、こういう諸政策を実施しようとしたしつれば、ここには当然中小企業者に対する金融上の圧迫が加わり、農民や小市民に対する生活を脅威する政策が当然派生してくるのであります。緊縮政策を行わんとする場合には、こういう事態を事前に是正する政策が並行して行われるというのが、政治の常識であります。しかるところ、たゞいままで政

府が提案されております諸法律案や、それだけの予算の内容はすでに検討済みでありまして、これらの被害をこうむるべき弱中小企業者もしくは農民、労働者に対する対策はまことに冷淡であることは申すまでもございませぬ。たゞいま、政府は、この法案を提案するに当りまして、当然失業の増大を見越して、その失業の救済をこの法案の改正に待とうという説明をいたしたのには、驚くほかないのであります。

それは、次に申し述べることでありますが、少くともこういう緊縮政策の上から派生してくるこの失業問題というものを、恒常的な保険制度である失業保険でカバーしようとするのは、おそれるべき無能を暴露し、政治を理解しない者の暴挙と言わざるを得ないのであります。(拍手)失業保険法の全部を改正するという事柄は政治思想全体につながることであります。鳩山内閣の政策の破綻がきわめて露骨に現れておるというところを、ここに雄叫びなければならぬのであります。

私は必ずしもインフレ政策に対して賛意を投ずるものでありません。しかし、デフレ政策を強行する場合におきましては、どうして、金融上の問題、あるいは企業の縮小、閉鎖といったような事態をどうして阻止するか、失業問題をどうして緩和し阻止するかという対策が強調にとられなければならぬことはもちろん、いざという時にいかに政策を強固にされるの同時に行はれておるのであります。こういう政策を失業保険法の改正によってカバーしようとする政府の提案が無能であると同時に、そのことは次に述べるところの失業保険を根本的に否定する

ような危険をあたへてはらんでおるのであります。すなわち、失業保険の目的は、被保険者の相互扶助的な力と、これに社会的な力を加えて、労働者の失業に對して保険金を生活のカバーして、こういうことは申すまでもありません。恒常的な保険制度でありまして、今日のやうに政策転換が行われます場合に、こういう社会保険に對し、労働保険に對して、できるだけ手厚い保護的措置が講ぜられるというのが当然であるにもかかわらず、ここに提案されておられますのは、先ほど横越議員から説明がありましたから繰り返しますが、その改正の要旨はすでに明らかになつておられます。季節労働者及び短期被保険者に対する従来の六カ月の失業を保障し、三カ月に削るといふ制度です。

中小企業の間には失業が増大するおそれがある。短期雇用を、雇い主も労働者も希望するはずはありません。雇用の安定をいざしれども願つておられながら、政策のしわ寄せのため余儀なく事業の縮小や工場閉鎖の被害を最も甚大に受けるのは弱中小企業、中小企業であります。ですから、個々には長期雇用を約し、長期雇用の安定を願つておられますが、それが、余儀なく失業を出して、これを保障し、増大してしまつても、決して方向は、増大してきません。決してこの分にもつと保障財源を補つて、そういうものをカバーするように改正するといふのならば理解ができるのであります。せつかつ六カ月の補償ができ

ておられるものを三カ月に削るといふことは、一体どういふ根拠に基いてこういう議論が出るかということでありませぬ。これは、いかに弁解しようとしたしましても、社会保険の制度を理解する態度ではなく、社会保険制度の精神を理解する力を持たぬものか、あるいは故意にこれを破壊しようとするのでありますから、それはおそれるべき政治面の上から出発したものと云わなければならぬのであります。これは立場の相違ではありません。こういう改正案でありますから、われわれは何としても容認することはできません。ことに、保障財源の面ではきわめて重要であります。保障を強化し、拡大し、あるいは合理化していくという主張に對して、われわれはまことに賛成であります。しかし、その趣旨が賛成いたしますならば、現に、今日の失業保険法から申しますならば、季節労働者は適用外に置かれておるのであります。しかし、事実上は、季節労働者であるか短期被保険者であるかというこの分け目がつかないほど日本経済の混乱が起つておるのであります。その混乱がこの失業保険の中にしわ寄せと割り込んでおるのでありますから、これを受け入れて保障制度を拡大強化していくというのでなければ、時代に適合する社会保険の改正ではないのであります。これを切つてはならないといふことは、これはひたひたかちやと云わざるを得ないのであります。さらに、その名に隠れて、短期被保険者は六カ月の既得権があるというものを三カ月に縮めるというに至つては、これはどう弁解しても弁解の余地はないのであります。

私は、ごく簡単であります。以上の要点だけを取り上げてみましても、今回の失業保険法の改正といふのは、わが二、三カ条の条文を改めるといふことではあります。けれども、その基本的な政治的精神といふものに對して、おそれるべき破壊をみずから招くところの鳩山内閣の政策の破綻を暴露せざるを得ないのであります。(拍手)

以上立場から、私は、本案をわれわれの修正案と同調されて撤回されんことを委員会に希望いたしました。ついでに、少数で敗れましたが、私は、当然こういうものに対して議員各位の十分なる御留意をいただき、社会保険の健全化のために協力を要望しまして、私の討論を終る次第であります。(拍手)

○議長(益谷秀次君) これにて討論は終つていたしました。

これより採決に入ります。まず、日程第五、第六及び第七、刑罰法の一部を改正する法律案の三案を一括して採決いたします。日程第五及び第六の委員長の報告は修正、第七の委員長の報告は修正する法律案を委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めさせていただきます。よつて三案は委員長報告の通り決しました。

次に、失業保険法の一部を改正する法律案につき採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議員(金谷秀次君) 起立多数。よって本案は委員長報告の通り可決いたしました。

又は承認を得なければならぬ。法人の発行する債券。五 前号に規定する法人に対する貸付。

六 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七号)第二条に規定する長期信用銀行、農林中央金庫又は商工組合中央金庫(以下この条において「金融機関」といふ)の発行する債券以下この条において「金融債」といふ。

七 国債。八 国に対する貸付。第三条第二項中「前項を第一項に、「大蔵省資金運用部」を「資金運用部」に改め、同項を同条第六項とし、同条第一項の次に次の四項を加える。

2 前項の規定により金融債に運用する積立金の額は、積立金の総額の十分の一をこえてはならない。

3 積立金を金融債に運用する場合の一回に発行する金融債の十分の六をこえる割合の金融債の引受、応募又は買入を行つてはならない。

4 前項の場合において、資金運用部資金の金融債に運用する額があるときは、その額を積立金の金融債に運用する額に合算し、その合算額につき、同項の規定を適用するものとする。

5 積立金をもつて引受、応募又は買入を行う金融債は、利率、担保、償還の方法、期限その他の条件において、他の引受、応募又は買入に係るものとその種類を同じくするものでなければならぬ。

この法律は、公布の日から施行する。附則。買入に係るものとその種類を同じくするものでなければならぬ。

○議員(金谷秀次君) 起立多数。よって本案は委員長報告の通り可決いたしました。

○議員(金谷秀次君) 起立多数。よって本案は委員長報告の通り可決いたしました。

○議員(金谷秀次君) 起立多数。よって本案は委員長報告の通り可決いたしました。

○議員(金谷秀次君) 起立多数。よって本案は委員長報告の通り可決いたしました。

○議員(金谷秀次君) 起立多数。よって本案は委員長報告の通り可決いたしました。

○議員(金谷秀次君) 起立多数。よって本案は委員長報告の通り可決いたしました。

今回の改正によつて新たに融資の対象となるものは、第一は、法律の定めるところにより予算について国会の議決を受けた承認を必要とする法人の発行する債券及びこれらの法人に対する貸付でありまして、具体的に申せば、日本国有鉄道、日本電信電話公社、日本放送協会の発行する債券及び住宅金融公庫その他政府関係機関等に対する貸付でございます。第二は、長期信用銀行法に規定する長期信用銀行、農林中央金庫及び商工組合中央金庫の発行する債券であります。これら金融債につきましては、これに運用する積立金の額、金融機関の発行する債券に対する引き受け、応募、買入れの金額及び条件につき運用上の制限を設けておられます。第三は国債であります。これは主として余裕資金の運用をはかるための短期運用を目的とするものであり、第四は国に対する貸付でありまして、さしむぎは郵政事業特別会計に対し老朽郵便局舎緊急改善のため要する資金を貸し付けようとするものであります。

○議員(金谷秀次君) 起立多数。よって本案は委員長報告の通り可決いたしました。

昭和三十年七月十九日 衆議院会議録第四十三号 簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案

昭和三十年七月十九日 衆議院會議録第四十三号 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律案

成意見の御開陳があり、引き続き採決の結果、右修正案及び修正部分を除く原案をいづれも全会一致をもって可決、すなわち本法律案は修正議決を見た次第でございます。

さらに、委員会におきましては、本案の議決後、社会党并手以議員より、本案審議の過程中の論議に、これまで全会一致可決せられた。右決議を御開陳いたします。

政府は、酒類生命保険及び郵便年金の積立金の運用に当つては、左の各項の実施に努むべきである。一、積立金の運用については、地方還元の趣旨を充分に徹底すること。

二、郵便局舎の建設を図るため、来年度以降、毎年度積立金運用総額の百分の三を下らない金額を国に對して貸付けること。右決議する。

以上でございます。これをもちつて私の報告を終わります。(拍手) ○議長(益谷秀次君) 採決いたしました。本案の委員長の報告は修正であり、本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり ○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めました。よつて本案は委員長報告の通り決しました。

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律案 (内閣提出) ○長谷川四郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、内閣提出

閣提出、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律案を議題とし、この際委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(益谷秀次君) 閣下君の動議に御異議ありませんか。 ○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めました。よつて日程は追加せられま

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。建設委員長長内海安吉君。

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律案 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律案

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和二十六年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。 第二条第四項中「及び第四条」を

「第四条及び第四條の二」に改める。 第三条中「第四條」を「第四條、第四條の二」に改める。 第四条第一項第一号中「本条」を

「本条及び第八條の二」に改める。 第四条の次に次の一条を加える。 (連年災害における国庫負担率の特例) 第四條の二 その年の十二月三十一日までの三年間に発生した災害に

の一月一日から十二月三十一日まで発生した災害に係る災害復旧事業費に対する国の負担率を定める場合においては、前条第一項第二号中「二倍」とあるのは、標準税収入と、同項第三号中「標準税収入の二倍」とあるのは、標準税収入と読み替へて、同条の規定を適用するものとする。

第五條中「前条」を「第四條(前条の規定により読み替へて適用する場合を含む。以下同じ)」に改める。 第八條の次に次の一条を加える。

(緊要な災害復旧事業に対する政府の措置) 府の措置) 政府は、第三条の規定により国がその費用の一部を負担する災害復旧事業のうち緊要なものとして政令で定めるものについては、これを施行する地方公共団体又は地方公共団体の機関が当該年度及びこれに続く二箇年度以内

に完了することができるように、財政の許す範囲内において、当該災害復旧事業に係る国の負担金の交付につき必要な措置を講ずるものとする。

附則 この法律は、公布の日から起算して、昭和三十年一月一日以降発生した災害に適用する。

「報告書は會議録追録に掲載」 [内海安吉君登壇] ○内海安吉君 たいま議題となりました公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律案につき、建設委員会における審査の結果、過並びに結果を御報告申し上げます。

わが国の公共土木施設は毎年の災害により甚大な被害を受けておるので、今回これらの施設に関する災害復旧事業を特に推進するために、連年災害をこゝろむる地方公共団体の災害復旧事業費に対する国庫負担率を高めるとともに、緊要な災害復旧事業に対する国庫負担金の交付につき、政府の財政上の措置に関する規定を整備せんとするものであります。

すなわち、第一には、連年にわたり相当の災害が発生した場合に、その復旧につき地方公共団体の財政が著しく圧迫を受けるため、国庫負担率を高めることが妥当であると考へられます。

第二は、従来の制度の特例として、連年災害に対しては特別な国庫負担率算定に関する制度を恒久的に確立することとしたのであります。

第三は、現在災害復旧事業に関する国の予算措置については、単年度予算制度をとっているとはいへ、実質的には継続費と同様の考慮のもとにこれを行う必要があるものと考へまして、緊要な災害復旧事業として政令で定める事業が三カ年以内で完了できるように、財政の許す範囲内において、国庫負担金の交付につき必要な措置を講ずる旨を法文化した。以上であります。

本法案は、去る七月六日本委員会に付託されて以来、数回にわたり審査をいたしました。その詳細は會議録に譲ることといたします。

かくて、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案の通り可決すべきものと決定した次第であります。

次に、西村力弥君より次のこと等附帯決議が提出され、採決の結果、全会一致をもって本法案の附帯決議とすべきものと決定した次第であります。附帯決議は次の通りであります。

附帯決議 一、政府は、本法第八條の二に指定する緊要なもの以外の災害復旧事業については、これを四ヶ年以内に完了するよう必要な措置を講ずること。 二、政府は、過年度災害の復旧については、本法第八條の二の趣旨に基づき、緊要なものとするものについては二ヶ年以内、その他のものについては三ヶ年以内に処置すべく必要な措置を講ずること。

一、政府は、一ヶ所の工事費十五万円以下の小規模災害復旧事業については、地方財政窮乏の事情にかんがみ、適当な措置を講ずることを促進をはかること。

右、御報告申し上げます。(拍手) ○議長(益谷秀次君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり ○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めました。よつて本案は委員長報告の通り決いたしました。

本日はこれにて散会いたします。午後四時二十九分散会

出席閣僚大臣 外務大臣 重光 農務大臣 厚生大臣 川崎 秀二君 運輸大臣 三木 武夫君 郵政大臣 松田竹千代君 労働大臣 西田 隆男君 建設大臣 竹山祐太郎君

出府閣僚大臣 外務大臣 重光 農務大臣 厚生大臣 川崎 秀二君 運輸大臣 三木 武夫君 郵政大臣 松田竹千代君 労働大臣 西田 隆男君 建設大臣 竹山祐太郎君

出府閣僚大臣 外務大臣 重光 農務大臣 厚生大臣 川崎 秀二君 運輸大臣 三木 武夫君 郵政大臣 松田竹千代君 労働大臣 西田 隆男君 建設大臣 竹山祐太郎君

出席政府委員

法務政務次官 小泉 純也君
外務省参事官 安藤 吉光君
農林政務次官 吉川 久衛君
運輸政務次官 河野 金昇君
郵政省簡易 白根 玉吾君
保険局長

朗読を省略した報告

一、去る十五日の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。
博物法の一部を改正する法律
一、去る十五日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
風俗営業取締法の一部を改正する法律
毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律
医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律
教育公務員特例法第三十二条の規定の適用を受ける公立学校職員等について学校看護婦としての在職を専教育職員としての在職とみなすことに関する法律

閣議を省略した報告

一、去る十六日人事院総裁渡井清君から益谷議長宛、国家公務員法第二十八条および一般職の職員の給与に関する法律第二条第三号の規定に基く一般職の職員の給与についての報告並びに期末手当および勤続手当の改正についての報告を受領した。
一、鳩山内閣総理大臣から益谷議長宛、去る十五日議長において承認した預田成徳を昨十八日政府委員に任命した旨の通知を受領した。
一、去る十三日金森国立国会図書館長から益谷議長宛、昭和二十九年における国立国会図書館の経営及び財政状態報告書を受領した。
一、去る十五日文教委員会において、次の通り理事を補欠選任した。
理事 小牧 次生君(理事三宅正一君去る十四日委員辞任につきその補欠)
一、去る十五日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。
内閣委員
鈴木 義男君 西尾 末廣君
地方行政委員
山崎 巖君 伊藤 好道君
杉山元治郎君 牧野 良三君
法務委員
外務委員
大塚 健君 篠田 弘作君
淡谷 悠蔵君 中村 高一君
木原津與志君 横山 利秋君
文教委員
高村 坂彦君 伊藤 郷一君
久野 忠治君
社会労働委員
横井 太郎君 受田 新吉君

農林水産委員

田口長治郎君 石田 有全君
和田 博雄君 淡谷 悠蔵君
江崎 真澄君 片島 港君
運輸委員
水山 忠則君 池田 順治君
通信委員
永井勝次郎君
建設委員
町村 金五君 今村 等君
杉村沖治郎君 松尾トシ子君
井出一太郎君 北村徳太郎君
河本 敏夫君 渡海元三郎君
福田 魁夫君 山本 猛夫君
太田 正孝君 西村 直己君
阿部 五郎君 田中總之進君
河野 密君 中島 巖君
三宅 正一君 松本 七郎君
懲罰委員
一、去る十五日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。
内閣委員
中村 高一君 受田 新吉君
地方行政委員
太田 正孝君 横山 利秋君
伊藤幸太郎君 横井 太郎君
法務委員
外務委員
田口長治郎君 江崎 真澄君
木原津與志君 今村 等君
大塚 健君 和田 博雄君
文教委員
河本 敏夫君 水山 忠則君
大塚 健君
社会労働委員
牧野 良三君 西尾 末廣君

農林水産委員

久野 忠治君 田中總之進君
淡谷 悠蔵君 阿部 五郎君
藤田 弘作君 水井勝次郎君
運輸委員
伊藤 郷一君 河野 密君
通信委員
西村 直己君 鈴木 義男君
建設委員
中島 巖君 前田榮之助君
子算委員
椎名悦三郎君 竹内 俊吉君
高村 坂彦君 森下 國雄君
米田 吉盛君 林 博君
山崎 巖君 町村 金五君
淡谷 悠蔵君 石田 有全君
池田 順治君 杉村沖治郎君
松尾トシ子君 三宅 正一君
建設委員
一、去る十六日農林水産委員会において、次の通り理事を補欠選任した。
理事 中村 寅太郎君(理事安藤寛君去る十六日委員辞任につきその補欠)
理事 中馬 辰猪君(理事中馬辰猪君去る七日委員辞任につきその補欠)
一、去る十六日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。
内閣委員
受田 新吉君
地方行政委員
太田 正孝君
法務委員
外務委員
原 彪君 淺沼稻次郎君
田口長治郎君 木原津與志君
今村 等君 戸叶 里子君
淡谷 悠蔵君 和田 博雄君

文教委員

河本 敏夫君 水谷長三郎君
社会労働委員
山本 利壽君 佐々木大三君
西尾 末廣君 加藤常太郎君
農林水産委員
安藤 覺君 加藤常太郎君
久野 忠治君 松野 頼三君
田中總之進君 川上 貫一君
阿部 五郎君 山本 利壽君
通信委員
片島 港君 前田榮之助君
建設委員
中村 寅太郎君 西村 直己君
鈴木 義男君
子算委員
高村 坂彦君 椎名悦三郎君
竹内 俊吉君 林 博君
森下 國雄君 米田 吉盛君
平野 三郎君 町村 金五君
山崎 巖君 淡谷 悠蔵君
石田 有全君 福田 昌子君
柳田 秀一君 松尾トシ子君
久保田 豊君
一、去る十六日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。
内閣委員
西尾 末廣君
地方行政委員
山崎 巖君
法務委員
福田 昌子君 戸叶 里子君
外務委員
久野 忠治君 淡谷 悠蔵君
鈴木 義男君 淺沼稻次郎君
阿部 五郎君 木原津與志君
大塚 健君
文教委員
高村 坂彦君 三宅 正一君
社会労働委員
加藤常太郎君 柳田 秀一君

昭和三十年七月十九日 衆議院会議録第四十三号 議長の報告

ガスの普及に関する臨時措置法案(多賀谷君外十三名提出、衆法第五〇号) 商工委員会 付託

一、去る十六日予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

ガスの普及に関する臨時措置法案(多賀谷君外十三名提出)

医師法、歯科医師法及び藥事法の一部を改正する法律の一部を改正する法律(三浦一雄君外四十九名提出)

一、昨十八日議員から提出した議案は次の通りである。

地方財政法の一部を改正する法律案(加賀田進君外十名提出)

クリーニング業法の一部を改正する法律案(大石武一君外八名提出)

戦傷病者等の日本国鉄道無賃乗車等に関する法律案(原健三郎君外六名提出)

一、昨十八日内閣から提出した議案は次の通りである。

北海道防犯住宅建設等促進法の一部を改正する法律案

一、昨十八日予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

公共企業体職員等共済組合法案

一、昨十八日委員会に付託された議案は次の通りである。

奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案(伊東隆治君外五名提出、衆法第五三三号)

地方行政委員会 付託

採取不動産に関する借地借家臨時処理法案(福井隆太君外六名提出、衆法第五四四号) 法務委員会 付託

北海道防犯住宅建設等促進法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四八号) 建設委員会 付託

一、昨十八日予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案(伊東隆治君外五名提出)

採取不動産に関する借地借家臨時処理法案(福井隆太君外六名提出)

一、昨十八日議員から次の議案を撤回する旨の申出があつた。

日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案(八木一男君外十四名提出)

一、去る六月十五日予備審査のため参議院に送付した次の議案は提出者から撤回の申出があり、昨十八日委員会においてこれを許可した旨同院に通知した。

日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案(八木一男君外十四名提出)

一、今十九日議員から提出した議案は次の通りである。

戦争受刑者の即時釈放要請に関する決議案(永山忠則君外二十五名提出)

一、今十九日議員から次の議案は委員会の審査を省略された旨の要求書を受領した。

戦争受刑者の即時釈放要請に関する決議案

永山忠則君外二十五名

一、今十九日委員会に付託された議案は次の通りである。

戦傷病者等の日本国鉄道無賃乗車等に関する法律案(原健三郎君外六名提出、衆法第五七号)

運輸委員会 付託

一、今十九日予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

戦傷病者等の日本国鉄道無賃乗車等に関する法律案(原健三郎君外六名提出)

一、去る十二日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員横山利秋君提出財団医療法人に対する相続税その他課税上の取扱に関する質問に対する答弁書

衆議院議員並木芳雄君提出文教地区に関する質問に対する答弁書

財団医療法人に対する相続税その他課税上の取扱に関する質問主意書

昭和三十年七月四日

提出者 横山 利秋

衆議院議員並木芳雄君

財団医療法人に対する相続税その他課税上の取扱に関する質問主意書

財団医療法人が寄附を受けた財産に対して、相続税又は贈与税(以下単に相続税といふ)を課税し、また、解散した場合に限り特別措置をすることが国稅庁の取扱は、適法ではないかと思はれるので、質問す。

一 相続税法第六十六条第四項では、公益を目的とする事業を行う法人に対する財産の贈与または遺贈により、相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果になることを認められる場合は、財団を個人とみなして、相続税又は贈与税を課税する旨規定しているが、國稅庁は、財団医療法人が設立の際寄附を受けた財産に対しては、この規定によつて相続税を課税すると

いつている。これに対して次の疑点がある。

1 医療法人は、利益の配当を禁止されているけれども、解散したときの残余財産を受ける者として國又は公共団体等を指定していないから、公益法人と同一にはあつかえない。また、公益法人は、法人税は無税であり、特別法人も法人税率が三十五パーセントであるのに、医療法人は一般商社会社と同様、営利法人として税率四十二パーセントを課税されている。相続税法中の非課税財産規定では、公益を目的とする事業を行う者の、公益を目的とする事業の用に供する財産は、相続税又は贈与税を課税しない旨定められている。しかして、個人の病院はこの公益事業の中にはいつていないから、個人病院を法人化したにすぎない医療法人もまた、公益事業とはいえない。以上の事実よりして、医療法人は、公益を目的とする事業を行う法人とは考えられぬと思うがどうか。

2 医療法人に寄附しておけば、相続の場合それだけ相続財産が減少するけれども、それは財団医療法人制定の目的であつたこと。

また、相続税は取られぬけれども、解散してその財産が個人の手に移したときには、相続税の身替り税金としてそれよりも多額な所得税を取られることになるので、相続税の不当な減少

とはあながちいきれぬと思ふがどうか。

3 かりに、医療法人が公益を目的とする事業を行う法人だとするに課税しようとするときには、前記一)の非課税財産の規定に該当するので、課税できぬという矛盾に突き当たることになると思ふがどうか。

二 國稅庁では相続税法の規定による過大な負担を救うみちなりとして、財団を解散して、社団を新設するか、又は個人病院となることを勧奨し、その場合だけに限つての特別措置なるものを通達している。たとへば、次のような違法取扱を行政命令でやらせるのは、権力の濫用ではないか。

1 寄附を受けた財産に対する相続税は、解散したら取らぬ、解散しなければ取るかあるが、それでいいのか。(一般法人設立後二年ぐらゐ経つてから、課税問題が起つたときに解散しても、さかのぼつて法人設立がなかつたものと認めて取り扱ふという要求があつた場合に、それを認めないと片手落ちとなるのでは(ないか))

2 解散後の法人の所得計算にあたり、帳簿を記載されている金額で財産の価額を見積れと指示しているが、それでいいのか。普通の場合は時価で見積ることが原則である。もし合資会社を解散して、帳簿価額のまま、新設の株式会社へ引き継いでも、清

昭和三十年七月十九日 衆議院會議録第四十三号 議長の報告

昭和三十年七月十九日 衆議院會議録第四十三号 議長の報告

算所得に課税するなり要求があつたら、どうするか。

3 解散当時の残余財産が個人に帰した場合に、一時の所得を課税しないというが、それでいいのか。(法律上は、一時の所得として所得税を課税することになつてゐる。)

4 財団を解散して社団を新設した場合に、清算所得の法人税を課税しないというが、それでいいか。(法律上は、出資をこえた部分には法人税がかかる。)

5 財団、社団を通じて一事業年度として、法人税を計算するといつてゐるが、そのようないことが業務的にできると思つてゐるのか。(法律上は別々に計算しなければならぬ。ただし、有限会社法による組織変更の場合を除く。)

6 財団の財産を清算して、残余財産はこれを一度個人に分配してから、新設社団へ改めて出資しなおさねばならないはずであるのに、(医療法及び民法の解散の章の規定)清算なしの組織変更をおしつけてゐる。それでいいか。以上、いかなる理由によつてかかる過激な取扱がなされるのか、その法的根拠をお伺いしたい。

昭和三十年七月十二日

内閣総理大臣 鳩山 一郎

衆議院議長 谷 壽夫 次郎

衆議院議員 横山利秋君提出財団医療法人に対する相続税その他課税上の

取扱に關する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員横山利秋君提出財団医療法人に対する相続税その他課税上の取扱に關する質問に対する答弁書

一 財団医療法人が設立の際寄附を受けた財産に対し、相続税法第六十六條第四項の規定(公益を目的とする事業を行う法人に対する財産の増子または遺贈に因り贈与者の親族などの相続税または贈与税の負担が不当に減少する結果となる)と認められる場合には、財団を個人とみなして相続税または贈与税を課する旨の規定)を適用することが適法ではないかという疑点について。

1 財団医療法人が設立の際寄附を受けた財産に対し、相続税法第六十六條第四項の規定を適用することが、適法であることについて。

財団医療法人が設立の際寄附を受けた財産に対し相続税法第六十六條第四項の規定により相続税又は贈与税を課税することは次の理由により適法であると考へる。

(一) 相続税法第六十六條第四項は、法人税法第五條第一項第一号または第三号に掲げる法人その他公益を目的とする事業を行う法人に対する財産の贈与、遺贈または包括遺贈に因り贈与者等の親族その他特別の關係がある者の相続税または贈与税の負担が不当に

減少する結果となると認められる場合には、当該法人を個人とみなして、これに贈与税または相続税を課することを規定してゐる。

この規定は、昭和二十七年一月一日から設けられたものであるが、その目的とするところは、個人がその財産の所有権を一定の者に贈與させることに因り、通常であれば課税されるべき贈与税または相続税の負担を回避することを防止することにある。すなわち、寄附にかかる財産の使用収益から生ずる利益が直接または間接に寄附者の相続人その他の親族などが享受することとなると認められ、またはその寄附にかかる財産が最終的にはこれらの者に帰属することとなると認められるにもかかわらず、寄附の相手方がこれらの者以外の者であつて、しかもその相手方がその財産の寄附についてなんらの課税を受けないとするは、相続人その他の親族などは、贈与税または相続税を回避する結果となるので、このような場合に、その寄附の相手方を個人とみなして課税しようとするものである。

現行相続税法は、受贈者または受遺者が個人である場合には、贈与税または相続税を課することとしてゐる。また、会社などの営利法人については、その設立に當つて個

人の財産が法人に移転することとはもとよりあるけれども、この場合には、同時に必ず当該財産に対応する出資部分の取得があるから、贈与税または相続税回避の問題は生じない。

そこで、相続税法第六十六條第四項は、このように租税負担回避の原因となる法人として、一般的に「公益を目的とする事業を行う法人」と規定してゐるのである。

(二) また、医療法人は、その根拠法である医療法において、営利性の制限(第七條)及び剰余金分配の禁止(第五十四條)を始めとして設立の認可(第四十四條)、定款及び寄附行為の変更の認可(第五十條)、決算の届出義務(第五十條)、府縣知事の報告徴収、業務停止及び設立認可の取消の権限(第六十三條、第六十四條、第六十五條及び第六十六條)が規定され、更に第六十八條において民法第四十條(寄附行為の補充)、第五十九條第三号(監事の報告義務)及び第六十五條(表決権の平等)の規定を準用する等、一般的営利法人に比して多くの特長的制限が設けられていて、特に剰余金が禁止されてゐる点からみて、医療法人が「公益を目的とする事業を行う法人」に該当することは、文理上明らかである。

五八八

(三) だが、法令で「公益」といふ語を用いる場合、その範圍は当該法令の内容により必ずしも同一でないことはむしろ當然であつて、たとへば、税法においても、所得税法施行規則第七條の第三号は「運輸業、通信業、倉庫業、保管業、ガス業、電気業、水道業及び衛生業」を公益事業に含むと規定し、また、その他の法律においても、労働関係調整法第八條は「運輸事業、郵便電信又は電話の事業、水道電気又は瓦斯供給の事業、医療又は公衆衛生の事業、公益事業と規定し、公益事業令第二條第二号は「電気事業、ガス事業」を公益事業と規定してゐるがごとくである。

2 法人税法上医療法人と公益法人との取扱に差異がある点および相続税法上公益を目的とする事業の用に供する財産が非課税となつてゐるのにかかわらず、医療事業の用に供する財産がこれに該当しない点からみて医療法人は、相続税法第六十六條第四項にいう「公益を目的とする事業を行う法人」に該当しないのではないかとの点について。

法人税法上医療法人と公益法人との取扱に差異がある点および相続税法上医療法人が第六十六條第四項の公益を目的とする事業を行う法人に該当するものであることは、次の理由により適法であると考えらる。

(二) 法人税法第五条の規定が民法第三十四条に規定する公益法人に対し、原則として、課税していいのは、その公益性によるとともに、その非取資性に着目しているからであると思われ、それであればこそ、公益法人であっても取資事業から生ずる所得に対しては、課税する趣旨を以てしているのである。医療法人については、その公益性はともかく、その性格上取資性がなるとみるわけにはいかないのが法人税法においても、特別の取扱をしていないものである。

3 財産を医療法人に寄附すれば、相続の場合相続財産はそれだけ減少するが、そのことは当初から財団医療法人制定の目的であつたこと及び財団が解散してその財産が個人に帰する場合に、相続税の身替り税金として所得税がかかることとなるから、医療法人に対する財産の寄附は、不当に相続税を減少する結果となるとはいへない。この点については、医療法人に対し財産を寄附することに因り、寄附者の親族その他特別の関係がある者の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となる認められる場合といふのは、当該寄附した財産の所有権が公益を目的とする事業を行う法人に移つていからず、当該財産の使用取益が生ずる利益が、直接又は間接に、寄附者の親族その他特別の関係のある者が享受する結果となる認められる場合又は当該法人が解散したときにおける当該寄附財産がこれら者に帰属する結果となると認められる場合を指すのであるから、財団が解散した場合の所得税の問題や財団医療法人制定の目的とは無関係であるから、財団が解散した場合に、行政上特別措置をとつたことが違法ではないかとの疑点について、

財団医療法人が解散して個人経営となつた場合又は財団に改組した場合に、行政上特別措置をとつたことが違法ではないかとの疑点について、

財団医療法人が解散して個人経営となつた場合又は財団に改組した場合の法人税及び所得税についての特取扱は、次の理由により行政上特に妥当性を欠くものと思われない。

相続税法第六十六条第四項の規定は、一に述べた趣旨により、昭和二十七年における相続税法改正の際に制定され、昭和二十七年一月一日以後行われた相続、贈与又は遺贈について適用されることとなつたところが、同規定の施行当初に設立された医療法人のほとんど全部が、同条の規定のあることと全部が、同条の規定のあることを知らず又はその趣旨を十分に理解しなかつたため同規定の適用を受けるべき形態にあつた。

しかし、漸次同規定の趣旨を理解するに及んで、これらのものはあらかじめ同規定の趣旨を理解していた場合には当然、財団医療法人を設立せずには個人経営の医療法人を設立するかまたは個人経営であつたものとし、法人を解散して従前の個人経営に復歸するかまたは財団組織を維持する定のある社団法人に変更した場合に、これらの実情を勘案して同条の規定を適用しないことに取扱いすることを要するに至つた。

国税庁としては、これらの事情を十分検討した結果、同条の規定は、単に相続税または贈与税の負担を不当に減少することを防止することを目指すものであつて、上述のような事情のもとにおいて財団医療法人が解散または組織変更により不当に租税負担を減少せしめる結果となることを改めた場合においても、なおかつ形式的、機械的に

同条の規定を適用することはかえつて同条の本来の趣旨を逸脱するとも考えられたので、行政上特別の措置を講じて、これらの財団医療法人で財団に組織変更または個人に復歸したものについては、当初から財団組織による医療法人を設立したまたは個人経営のままであつたものとして同条の規定を適用しないものとするともに、法人税および所得税の取扱においても、当初から財団組織による医療法人を設立したまたは個人経営のままであつた場合の負担とできるだけ同一となるよう、必要な調整を加えたのである。御質問の諸点は、すべて右の法人税および所得税の調整措置に関する事項である。

右各弁する。

文教地区に関する質問主意書
右の質問主意書を提出する。
昭和三十年七月五日
提出者 並木 芳雄

衆議院議員並木芳雄君提出文教地区に関する質問主意書
文教地区に關する質問主意書
東京都北多摩郡国立町文教地区は、建築基準法第五十二条に基き、昭和二十七年一月建設大臣の告示によつて指定実施されたものである。しかし、この地区が理想的な学園都市にはいまだほど遠きものがあり、道路、上下水道の施設もきわめて不備の状態にあり、さら、公民館、公園図書館等もいまだ実現しない有様である。国立の人口は文教地区指定以来、急増の一途をたどり、現在二万三千人をこへ、したがつ

て学童の増進により、学校の増設にも困難をきたしている。

建設大臣によつて指定された文教地区は、単に一地方自治団体の配属のみ任せらるべきものでなく、政府としてもその育成に意を用いられることは文化国家としての責任であるとする。

政府は、国立文教地区を一つのモデルケースとして理想的な文教都市に育て上げるよう財政的援助を行ふ意思はないか。

とくに上下水道計画の急速完成、特別交付金の下付、公立文教施設の誘致などに格別の配慮をしてもらいたい。

右質問する。

昭和三十年七月十二日
内閣総理大臣 鳩山 一郎
衆議院議員並木芳雄君提出文教地区に関する質問主意書
提出者 並木 芳雄

衆議院議員並木芳雄君提出文教地区に関する質問主意書
国立町は、立川都市計画区域として都市計画法の適用をうけているが文教都市として将来に備へるため、同町の地域内に都市計画として決定される施設は、街路十四系統、公園一箇所、用途地域(住居地域、商業地域、準工業地域)、空地地区、準防火地域及び文教地区である。政府としても街路等都市計画施設については、将来財政事情を勘案して文教地区の環境にふさわしい施設

昭和三十年七月十九日 衆議院會議録第四十三号 議長報告

昭和三十年七月十九日 衆議院會議第四十三号 議長の報告

を逐次造成するようにいたしたい。なお、文教施設については、人口増に対応する生徒の急増による不平常授業対象のための小学校校舎整備費並びに義務教育年限延長のための中学校校舎整備費の助成及び公民館、図書館等の施設の一般的整備に關して東京都教育委員会の意向に基いて予算の範囲内でできるだけ考慮したい。

上下道の敷設については、敷設認可申請をまつて検討いたしたく、これに要する財源の確保についても財政事情を勘案の上適宜の措置をとる所存である。下水道の築造についても下水道同様措置いたしたい。

右答弁す。

一、去る十五日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員森本靖君提出国道高知一木頭一徳島線の幅員拡張に關する質問に對する答弁書

衆議院議員森本靖君提出国鉄サービ

ス改善に關する質問に對する答弁書

衆議院議員森本靖君提出機船底びき網漁業に關する質問に對する答弁書

右の質問主意書を提出する。

昭和三十年七月六日 提出者 森本 靖

衆議院議長益谷秀次殿 国道高知一木頭一徳島線の幅員拡張に關する質問主意書

現在の道路では幅員が狭い、であるため、交通事故のひん発並びに物資の交流に万全を期したが、幅員の拡張をすみやかに完成する必要があらむと思われ、左記の諸点につき、明確なる回答をせられたい。

一 全路線の幅員拡張工事計画及び完成予定年度。

二 全路線のうち、もつとも交通量の大きな地点である後免、山田間の幅員拡張はいつ着手するか。

三 全路線完成まで交通量の大きな地点に待避所を増設する計画があるかどうか。

右質問する。

昭和三十年七月十五日 内閣総理大臣 鳩山 一郎

衆議院議長益谷秀次殿 衆議院議員森本靖君提出国道高知一木頭一徳島線の幅員拡張に關する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕 衆議院議員森本靖君提出国道高知一木頭一徳島線の幅員拡張に關する質問に對する答弁書

二級国道高知一木頭一徳島線は、毎年度連続して改良工事を実施しては、昭和二十九年度から道路整備五箇年計画に基づき、最も緊急を要する区間桑野町、橋町間、横山村、長岡村山田間約十六、五料に於いて幅員五米一六米に改良工事を実施中であり、後免、山田間は、昭和三十年年度において着手することとなつてゐる。

然し現在全路線に未改良区間百四十五料を残し、巨額の工費を要する

ため、全国的な道路整備計画を勘案すれば、特にその完成年度を最近において決定することはできない。又待避所の増設については現在計画はないが、必要に応じて考慮いたしたい。右答弁する。

国鉄サービ

ス改善に關する質問主意書

提出者 森本 靖

衆議院議長益谷秀次殿 国鉄サービ

ス改善に關する質問主意書

一 土讃線の電化並びにディゼル化につき、左記の点につきそれぞれ回答せられたい。

土讃線は、久礼、影野間、山田、天坪間、箸蔵、坪尻間の三箇所に急こう配で連続したトンネル区間があり、ばい煙と熱気が運転室内及び客車内に立ち込み、今まで再三にわたり旅客、機関車の乗務員が昏倒火傷を受ける事故が発生した。運輸当局は、年々集煙装置を改善整備しているように聞いているが、いつに事故は絶滅されないか、状態をどう改善する電化もしくはディゼル化を至急施工し、根本的な解決を図らなければならぬと考へるが、国鉄当局は、いかなる処置をなす考へるか、左記の点につき回答せられたい。

1 土讃線電化の計画及び施工着手予定年度。

2 土讃線ディゼル化の計画及び運転開始予定年度。

二 四国循環鉄道につき、左記の点につきそれぞれ回答せられたい。

1 土讃線後免駅より高徳線宇和

島の接続計画及び施工予定年月。

2 土讃線窪川駅より予讃線宇和島の接続計画、通過地点の計画及び施工予定年月。

3 土讃線窪川駅より江川寄駅を接続する計画があるかどうか。

4 土讃線窪川駅より中村市、宿毛市、宇和島市を接続する計画があるかどうか。

5 江川寄駅より中村市を接続する計画があるかどうか。

右質問する。

昭和三十年七月十五日 内閣総理大臣 鳩山 一郎

衆議院議長益谷秀次殿 衆議院議員森本靖君提出国鉄サービ

ス改善に關する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕 衆議院議員森本靖君提出国鉄サービ

ス改善に關する質問に對する答弁書

一 土讃線電化については、その必要を認めておりますが、現在東海本線等重要幹線の電化を進めておりますので、国鉄の予算事情からみまして、只今のところ電化の具体的な計画は立て得ない状態に於て、目下北陸線の一部に実施中であり、その性能、価格等について電化計画とに比較の上どの程度に採用するか研究を要する問題がありますので、土讃線についても、今後充分考慮研究いたしたいと考へる。

二 新線の建設は、目下二十三線を工事中でありまして、この工事費が非常に圧縮されて、本年度も三十億円となつておりましたために、当初の計画を大幅に変更するの余儀なき状況に立ちいたつてゐる。従ひまして、目下の予算事情からみまして、二十三線の建設に於て、この当分新しい線の建設を追加することは困難かと思われ、建設費の政府出資等特別の措置がとられず、建設は、鉄道建設審議会にお諮りして、進めたいと考へてゐる。

右答弁する。

機船底びき網漁業に關する質問主意書

提出者 森本 靖

衆議院議長益谷秀次殿 機船底びき網漁業に關する質問主意書

この状態に対し、当局はいかなる処置をなす所存であるか。
左記の点に対し、明確なる回答をされたい。

一 機船底びき網を全面的に撤廃する意思があるかどうか。

二 現在、絶滅寸前にある底魚の繁殖のため、いかなる処置をなすか。

三 禁止区域を再三おかす機船底びき業者に対し、いかなる行政措置を講ずるか。

四 現在、ひんびんとして行われている禁止区域での操業をいかなる方法をもつて監視するか。
右質問する。

昭和三十年七月十五日

内閣総理大臣 鳩山 一郎

衆議院議員益谷秀次殿

衆議院議員森本健君提出機船底びき網漁業に関する質問に対し、別紙答

を添付する。
〔別紙〕

衆議院議員森本健君提出機船底びき網漁業に関する質問に対する答弁書

一 機船底びき網漁業は、漁獲能率が高いため沿岸漁業との摩さつを生ずるおそれがあるので、極力これを減船整理することとし、努力を続けてきた結果、過去二箇年間に六二〇隻二万二千トン近いものを整理することができた。他種漁業への転換等により今後とも減船に努力するとともに、残存のものについても従来の漁場よりも比較的沿岸漁業と摩さつのない沖合漁業に移行せしめる等により、資源

の維持及び沿岸漁業との摩さつ防止のため努力したいが、全面的に全面廃止することは不可能と思われる。

二 底魚の繁殖保護のための一施策として、従来機船底びき網漁業に対しては禁止区域あるいは禁止期間を設けてあるが、更に繁殖保護を図るために遺憾のないよう処置したい。

三 禁止区域を侵犯する違反業者に対しては行政処分として一定期間漁業を停止し、漁船の碇泊を命じ悪質の違反者及び犯を重ねるものについては、許可の取消を行つて

いる。
四 水産庁に所屬する漁業取締船の取締能力を極力増強して禁止区域侵犯のないよう監視の万全を期すべく努力する。
右答弁する。

衆議院會議録第三十二号追録中正談
頁段 誤 正
公上「東磐井郡」「東磐井郡の内
生母村」

衆議院會議録第四十一号中正談
頁段 行 誤 正
三五 四七 構する、 譏する
三五 三六 省疑し、 省略し
三五 一八 討論略省略 討論省略

衆議院會議録第四十二号中正談
頁段 行 誤 正
三五 二七 「三十人」 「五十人」
三五 二二 総合的合見 総合的見地

三五 四九 青野武二君 高山勲君

昭和三十年七月十九日 衆議院會議録第四十三号 議長の報告